

## 第三章 古代の芦屋

### 第一節 大和朝廷の成立

#### 四世紀の日本

天理市の石上神宮には「七支刀」が保存されている。この「七支刀」には、「百濟王が倭王のために造る」という意味のことが銘文として刻まれており、三六九年のこととされている。三六九年といえ、日本が朝鮮半島の弁韓の地を足がかりとして任那日本府を建設し、半島進出の拠点とした時期とされている。

四世紀の頃は大陸・朝鮮半島においても、めまぐるしい政変を経験した時期である。中国では三一六年に西晋が滅亡して五胡十六国の時代に移行するし、半島でも三韓から三国の時代に移行する時期である。北方狩猟民族の高句麗が、楽浪郡・帯方郡を滅ぼして独立したのが三一三年であり、つづいて三四六年には百濟が馬韓を統一し、三五年には新羅が辰韓の地を統一して独立するのである。

このような大陸・朝鮮半島の政変と併行して、日本にも何等かの影響があつたのではないか、ということが種々考察されている。

弁韓の地に進出して任那日本府を經營したことも、国内の統一が完了して半島にまで進出する体制であつたというような考え方や、百濟王からの刀の献上も、当時の日本の国力を反映したものであるという考え方も存在

する。

高句麗の好太王碑文には、三九一年以来、度々にわたって日本軍が朝鮮半島に進出したことが記されている。これは、鉄利器や鉄材を求めての進出であったかも知れないが、そのようなことが可能になるまでに、国内の統一と国力の充実が行なわれていたとみる考え方も存在している。

このような考え方の上にたつて、四世紀には日本の統一王朝である大和朝廷が出現したことを推測する説が多い。

また、度々の半島出兵や外交交渉の関門は難波の津すなわち大阪湾がその中心であり、沿岸の諸地域は、そのような大和朝廷の基地にふさわしい役割を演じていたと推測している人が多い。

畿内を中心に遺存している大規模な前方後円墳が、最終的には、それら支配者層の強大な統制力と経済力を反映する遺産とする考え方もある。

大和朝廷は国内の支配形態として、氏と姓による氏姓制度の社会をつくり出した。

氏とは地縁的な同族集団の称で、氏上・氏人・奴隸などで構成される単位である。中央の氏を具体例でみておくと、中臣氏は祭祀を、大伴氏は軍事を、というようにして、それぞれ専門の職務を世襲して大和朝廷の構成員として仕えている。これに対して地方の氏は大和朝廷から国造・県主などに任命されて、地方における支配権を保障され、同時に、朝廷よりの要求に応じて貢物や労力や兵力を差出す仕組みになっていた。

一方、姓は大和朝廷との関係や家柄を示すために用いられた。皇別と称する皇族一門には臣、神別と称する大

和朝廷創設期以来の側近的協力者には連、地方の有力者である国造たちには君・別・直などが、主として帰化人関係の技術者の集団を率いて朝廷に奉仕する伴造には造・首などが、文筆で奉仕する帰化人には史などが姓として与えられたのである。

この氏族制度によって、大和朝廷と各氏族との関係、身分制が成立した。そして、大臣・大連が最有力貴族であった。これらの有力氏族たちは、田荘と呼ぶ私有地、部曲と呼ぶ私有民をもって朝廷に仕え、朝廷もまた、屯倉と呼ばれる私有地と、品部・名代の民・子代の民と呼ばれる私有民をもって、諸豪族の上に君臨していたのである。

### 大和朝廷の動揺

しかし五世紀・六世紀に入ると、吉備田狭の反乱（四六四年と推定・妻を雄略天皇に奪われたため任那で反乱）・吉備雅媛の乱（四七九年と推定・田狭の妻が自分と雄略天皇の子、星川皇子を擁立、吉備水軍四〇隻が大和に着く前に平定された）をはじめとして、有力な氏族の反乱が相次ぎ、朝廷は飾りものとなつて、政治の実権が有力豪族の手に移行していくという、いわば大和朝廷の危機を迎えることになる。

このような国内情勢を反映して、朝鮮半島における勢力は衰え、五六二年には任那日本府は新羅のために滅亡することになる。この移行期において、とくに大きな事件としては、五二七―五二八年の筑紫国造磐井の反乱をあげることができる。継体天皇の時であるが、大和朝廷からの度重なる半島出兵に対する貢租負担に耐えかねて、新羅と北九州豪族が団結して反乱をおこした事件である。日本が二分される程の重大危機であったが、物部鹿鹿火によって磐井が平定されたので、ことなきを得た。

しかし、その後も、有力氏族の物部氏と蘇我氏の争いがつづき、五八七年には蘇我馬子のために物部守屋が滅ぼされ、五九二年には蘇我氏によって崇峻天皇が殺され、推古天皇が擁立されるといように、有力氏族によって政権が握られる時期が到来するようになる。

この危機を乗切つて、天皇中心の統一政府の確立をはかったのが聖徳太子であり、法隆寺・四天王寺の建立をはじめ、三経義疏などによって仏教を普及し、冠位十二階の制定や、憲法十七条の公布などによって氏族政治の弊害を排除する努力がなされた。

五八九年に出現した強大な中央集権国家である隋とも対等の国交を行ない、ようやく大和朝廷の面目を回復したのが聖徳太子であった。日本最古の仏教文化である飛鳥文化の育成者も太子であった。

太子が隋へ派遣した留学生・留学僧たちが、やがて中国において、隋の滅亡・唐の興隆の状況を研究して帰朝し、大化改新・律令政治の原動力となっていくのである。

いわば、応神・仁徳期に最絶頂期を形成した大和朝廷は、有力氏族の反乱と専権という危機を乗り越えて、聖徳太子の時代を迎え、ついで唐制にならった律令国家を形成していくことになる。

### 古文獻にみえる摂津

大和朝廷が成立し変遷をたどる過程において、摂津という生活文化圏の中で、芦屋市の地域も相応の反応なり、影響はうけていた。阪神間の地域を主として、大和朝廷成立期における古文獻の記事を抄述して、当時の芦屋の人々の社会生活の背景を推測してみよう。

日本書紀をみると、応神天皇は難波の大隅宮に都をおいているし、仁徳天皇は難波の高津宮に都をおいてい

る。いわゆる難波王朝の出現である。大阪湾に臨んだ摂津の地域が、大和朝廷の絶頂期の中心であったのである。

四面海に囲まれた島国という日本の地形からも、大阪湾の支配権が最も重要な課題であり、神功皇后の新羅出兵に際しても神々を神崎かみさきの松原（尼崎市神崎）で祭ったという伝承（撰津国風土記逸文・住吉大社神代記）をはじめ、応神天皇の三十一年八月には諸国から献納された舟五〇〇艘が武庫むこ（務古）の水門みなとに集ったが、新羅の調使の失火で多くの船が焼けたので、新羅王は直ちに有能な木工たくみを献じてきたという記事（日本書紀・応神天皇紀）がみえている。武庫の水門とは西宮市のことと推定され、新羅王の献じた木工は、尼崎市の猪名氏いなの祖と考える説もある。（猪名氏は宣化天皇皇子を祖と称している。）

これらの記事は大和朝廷が、政治・外交・軍事・交通の要衝として大阪湾沿岸の各地域を、その拠点としていたことを示す伝承と理解されている。

大阪湾沿岸の各地で古代の船が土中より発見される事例があるが、これも水上交通の盛んであったことを示している。とくに大阪市船津橋出土の舟は、五人艦ごにんかんで一本の帆柱ほしちゆうをもつ刳り舟くがねで、その材質はラワン材である。南方産のラワン材製の舟が、楠木材製の舟にまじって発見されていることは、古来、大阪湾沿岸が西海航路の起点となっていたことを推測させるものである。航海の守護神としての西宮神社や住吉大社が大阪湾沿岸に存在することも理由のあることなのである。

一方、「古事記」・「日本書紀」・「撰津国風土記逸文」などに菟餓野とがのの鹿の説話がいろいろの形で載せられて

いる。たとえば、仁徳天皇三十八年秋七月（日本書紀）には、「天皇・皇后が高台で避暑されている時、菟餓野の牡鹿の鳴声を聞いて楽しんでおられた。ところが月末になって鹿の声が聞かれなくなったので不審に思っていると、翌日になって、猪名原の佐伯部が、この牡鹿を殺して献上した。このため、天皇は佐伯部を安芸の淳田に移された。」という記事がある。仁徳天皇に関する説話であるが、尼崎の田能遺跡でも多量の鹿の角や骨が発見されているので、阪神間の各地には鹿が多量に棲んでいたことが推定され、それが古代人の説話の題材となつたと考えられている。菟餓野については矢田部郡（神戸市）説と大阪市説があるが、何れにしても大阪湾沿岸であり、仁徳天皇の関心をひいた事件として組立てられている。（近辺の尼崎市難波にも仁徳天皇に関する説話が伝えられている。）

日本書紀の履仲天皇五年十月の条には、車持君が履仲天皇の皇妃黒媛の死に際して筑紫国における、悪事を詰問されて、長渚崎（尼崎市長洲）で「みそぎ」をさせられたという記事がみえている。

神崎の松原が神々の集る神聖な場所と考えられたと同じく、長渚崎も「みそぎ」をする神聖な場所であつたらしい。これらのことは、のちに出てくる難波の八十島祭りとも関係がある。これは淀川河口でおこなわれる「みそぎ」の祭儀であるが、同時に天皇即位の儀礼と密接な関係をもった儀式であつたらしい。このような神聖な場所が、大阪湾沿岸に設定されていたことも、大阪湾沿岸が、宗教的な場としても重要視されていたことを推測させる資料になっている。

さらに、日本書紀の安閑天皇二年九月の条には、難波の大隅島と媛島の松原に牛を放牧した記事がのせられて

おり、大隅島は大阪市東淀川区十三付近、媛島は大阪市西淀川区姫島と推定されている。宣化紀によると牛を食用に供することは禁ぜられており、食用を許されていたのは帰化人だけである。尼崎市の金楽寺貝塚からは多量の牛骨が検出されたが、それは食用に供された牛骨であった。大阪湾沿岸には、このような牛の放牧地と牛を食用に供した帰化人系の人々の居住地もあつたということであろうか。いわば、朝廷の必要に応じて、大阪湾沿岸の各地は、その時その時に利用活用されていた実情を推測することができるのである。

このことは外交上の問題についてもいえることであり、難波には難波館という迎賓館が設けられ、大和朝廷を訪問する外国使臣は、この難波館で迎接・饗応されるのが常であり、百済王をはじめ、半島の使臣の往来と接待の記事が文献に散見している。隋使裴世清が来朝して迎接をうけたのも難波館であつた（迎賓館のことを、鴻盧館という）。

以上のように断片的な資料ではあるが、文献面の記事を総合すると、大和朝廷成立即以後も、摂津の地域は、朝廷の直轄地またはそれに近い立場にあつて、朝廷の政策に重要な関連をもつた地域であつたことを推測することができるのである。芦屋の地域も当然何らかの影響をうけていたことであろう。

**大和朝廷と芦屋**　芦屋市において、大和朝廷成立即から六世紀末にいたるまでの住民たちの特色を捉えようとすると、第二章に詳述した古墳出土の遺物を資料として考察しなければならぬ。

既述のとおり市内には中期古墳から後期古墳にいたる各種の古墳や生活の場が遺存している。しかし、すべての遺跡の調査がおこなわれたわけではなく、現存しているものうち、若干が調査されたにすぎない。したがって、長い年月のあいだに破壊された遺跡まで考慮にいれると、いわば氷山の一角のような現在の知見のみで芦屋

の住人たちのことを云々する危険を伴うのである。とくに阪神地方の四世紀については不明の点が多いのである。このような前提をもちながらも、調査によって得た資料を整理すると、ある程度共通点を見出しうるのである。その一は親王塚から発見されたと伝えられる内行花文鏡や三角縁神獸鏡を代表とする中期古墳出土の鏡である。これらの鏡は中期古墳副葬品の特色の一つであり、とくに大和朝廷との間に密接な関係をもった有力者に頒布されたものとされており、前代の弥生時代の銅鐸にかわる有力豪族の宝器でもあった。このような宝器をもつ有力氏族が大和朝廷支配下の芦屋に存在したことを推測できるのである。そして、その隷属下にあった人々は、西山町遺跡にみられるように漁具を多量に伴出している例からみて、漁民的性格をもった人々も存在し、大和朝廷の必要に応じて水軍の水夫としても徴発に耐える人々であったかも知れない。

後期古墳の時代になると、芦屋の住人たちの資料もふえ、特性もより明確化してくる。後期古墳の石室の構造をみると、自然石をそのまま利用した石室をもつものと、切石を組合せた石室をもつものがあり、花崗岩を代表とする豊富な石材の供給地でありながら、石室築造には時代差や流行といったものがみられる。とくに切石を用いた石室は、朝鮮半島などにみられる小切石をドーム状に積んで持送る石室構造の技術の影響ともみられる。

遺物の西でも、西宮市の苦楽園古墳や上ヶ原古墳にみられるような金環（耳飾り）が少なく、ほとんどが銅芯銀巻きの銀環であり、例外としては、朝鮮半島よりの渡来品とみられる純金製六角円形垂飾付耳飾りが朝日ヶ丘古墳から出土している。

八十塚古墳から二個分検出された須恵質の陶棺も注意すべき遺物であり、摂津の地域では三田市・豊中市・川

西市および吹田市に例をみるだけで、阪神間では稀少な遺物である。

同じように阪神間では唯一の例となっている遺物に三条古墳と城山古墳から検出されている竈形土器がある。最近では、この形式の竈形土器（土師器）は、帰化人の墳墓から発見される例が多いことに注目されつつある。

このようにみてくると、大和朝廷成立後、六世紀末にいたるまでの芦屋の住人たちは、朝廷の隷属下にあった有力氏族に率いられた帰化人系の人達ではなかったか、という仮説も成りたつのである。

しかし、これらのことは未だ全遺跡を発掘調査したわけではないので、そのような一面をもっているのが古墳時代の芦屋の住人たちの特性としておき、後考をまつことにしておきたい。

## 第二節 律令時代の芦屋

### 中央政界のうごき

六二二年に聖徳太子が亡くなると、政権はふたたび蘇我氏の手に戻し、六二九年には蘇我蝦夷によつて舒明天皇が擁立されることになる。六四五年（皇極天皇四年六月十二日）、中大兄皇子は中臣鎌足らとともに蘇我入鹿を大極殿で弑し、翌日には父の蝦夷を自邸で滅ぼすことに成功した。

翌十四日には叔父の孝徳天皇が即位し、中大兄皇子は皇太子に、左大臣には阿部内麻呂、右大臣には蘇我倉山田石川麻呂が任ぜられ、中臣鎌足は内臣に、唐の留学から帰朝した高向玄理・僧旻は国博士に任ぜられた。

十九日には日本最初の年号として「大化」という年号が定められた。これが大化改新とよばれるクーデターで

あり、十二月九日には孝徳天皇による難波長柄豊碕宮（なつわがらじよきのみや）への遷都がおこなわれ、翌大化二年（六四六）一月一日、有名な「改新の詔」（みせりのり）が難波において発せられることになる。この改新の詔によって、新政の大綱が示されたのである。（関連して近辺の尼崎市と伊丹市には孝徳天皇由緒の説話が、尼崎市には左大臣阿部内麻呂由緒の説話が伝えられている。）

改新の要点は、私有地・私有民を廃して公地公民制の原則を確立すること、地方行政区画や地方官制および軍事交通制度を整備した中央集権体制を確立すること、戸籍・計帳（けいじょう）を作成し班田収授の法を行うこと、新税制の施行などであった。

しかし、新政府は東北の蝦夷（えぞ）の征定や朝鮮出兵などで、じつくりと政策を施行する暇のない多忙さであった。とくに六六〇年に唐・新羅の連合軍のため百済が滅亡するに及んで、六六一年、斉明天皇（女帝）は中大兄皇子とともに五〇〇余の兵を率いて百済救援のため難波の津を出発した。ところが天皇は筑紫の朝倉宮で亡くなり、中大兄皇子は称制（しょうせい）（即位せず）に事実上天皇の大権を行使すること）を行うことになる。このような時に、上毛野稚子や阿倍比羅夫に率いられた二七〇〇人余の日本軍が、白村江の戦いで唐軍に破れるという事態がおこった。

防烽（とがひ）や水城（みずき）や城を設けて唐・新羅の連合軍に備えるという危機が到来したのである。しかし、このような事態に至らず、半島出兵の失敗だけに止まったので、中大兄皇子は六六七年に近江の大津宮で即位した。これが天智天皇の近江朝廷である。

六七一年に天智天皇が亡くなると、翌年には壬申じんしんの乱らんがおこり、天武天皇の飛鳥浄御原宮遷都あすかみやがはらのみやが出現する。このように、改新政府は種々の曲折を経験して、天武天皇に至ってはじめて、律令的国家体制を樹立することになるのである。

六七七年（天武天皇六年十月二十日）に摂津職しきが設けられ、内大錦下丹比公麻呂が摂津職大夫に任命されている（日本書紀）。天武天皇のあとをついだ皇妃の持統天皇は、六九四年に、日本最初の都城である藤原京を經營し、ここに律令体制下の社会が名実ともに実現することになる。

### 律令制下の社会

律令制度は近江令・飛鳥浄御原令・大宝律令・養老律令を経て整備され、律令格式によって規定されている。律りつとは犯罪・刑罰に関する規定であり、令りょうとは行政・訴訟などに関する法令であり、格かくとは律・令の追加改訂法令、式しきとは律・令・格の施行規則である。

行政組織をみると、中央には太政官たいていじんと神祇官じんぎかんがあり、太政官の下に八省があつて政務を担当し、そのほかに弾正台だんしょうだいと五衛府があつた。

地方は畿内と七道の行政区画に分けられ、各国には国司こくしが任命されて、その下に郡司・里長があり、国司は政務一般を司るとともに軍団を率いていた。

官制は中央・地方ともに四等官制で、「カミ・スケ・ジョウ・サカン」と呼ばれた。八世紀のはじめ、五位以上の上級官人（貴族）は一二五人、その下に一万余人の下級官人があり、人口は五〇〇〇六〇〇万人であつたとされている。位階や司法制度も整備されたが、貴族には種々の特権が与えられていた。

社会は良民と賤民に分けられる身分制の社会で、良民とは皇族・有位者（種々の特権をもつ）、公民（国民の大部分で生産者であり租税や兵役を負担）、雑色（品部と雑戸のことで、手工業製品を貢上をしたり、官吏に労役奉仕をする前代の部の一部）であり、賤民とは、五色の賤と呼ばれた陵戸（山陵の守衛）・官戸（官奴司に属して使役）・家人（私家に属する準奴隷）・公奴婢（官で使役する奴隷）・私奴婢（私家で使役する奴隷）のことで、公奴婢と私奴婢は財産同様に売買され、全人口の一割以下の人数であった。

律令制下の土地の種類は輪租田（口分田・位田・賜田・功田・職田）、不輪租田（神田・寺田・公麻田・職田）・輪地子田（乗田）・園地と宅地（畠と住宅地）・山川藪沢（耕地以外の生産力のある土地）に分けられていた。

位田とは五位以上の者に与えられる私有地であり、賜田は特別の勅賜によるものであり、功田は国家に対する功績によって与えられ、神田と寺田は社寺に、職田は大臣や大納言や郡司に対し官職に応じて与えられるもので郡司の職田は輪租田であった。また、公麻田は大宰帥と国司に授けられ、輪地子田は乗田を官が一年ごとに人民に貸して收穫の五分の一を地子として収めさせる田であり、乗田とは口分田として班給して余った田のことであり、園地と宅地は口分田と共に各戸に班給されるが売買は自由であった。

いわば、公地公民を原則とはしておりながら、同時に食封・封戸その他種々の名目で私有地私有民を認めているという矛盾した体制でもあったわけである。

一般農民は班田収授の法に基づいて口分田の班給をうけていた。口分田の班給は六五二年（白雉三年）以来、

里りごとに六年に一度「戸籍」を改め、また毎年「計帳けいちょう」を改める制度に基づいて收授がなされた。六才以上の良民の男子には二段、女子はその三分の二（二段一〇歩）が与えられ、賤民男子には良民男子の三分の一（二四〇歩）、女子には良民女子の三分の一（二六〇歩）が与えられた。

当時の一段は三六〇歩・一〇段が一町・一步は六尺四方であった。收穫状況は水田一段の場合、上田で八斗四升六合・中田で六斗七升七合・下田で五斗八合・下々田で二斗五升四合が標準であった。

そして、これらの公地を公民に班給する便宜のために条里制じょうりが布かれた地域もあり、班給は郷戸・房戸単位ごうこ ぼうこにおこなわれるのが普通であった。

口分田班給の単位となった郷戸とは、戸主の四―五等親に及ぶ父系家族で、一戸平均は二五人であった。しかし最大のもは一二四人を数える郷戸もみえている。通常は一―三戸の房戸で構成されていた。

この房戸というのが一般的な家族の単位で、平均七―九人が普通であり、最大の場合は四一人の房戸の例がある。

房戸・郷戸を単位として口分田・園地・宅地の給与をうけた口分田農民には租税と兵役の負担義務があった。租は田に課せられ、一段の收穫は七二束を基準として、一段につき二束二把そくの税で、税率は百分の三にあたり、これは地方財政に充てられて国司が保管をした。

庸よは正丁（二一―六〇才の男子）一〇日・老丁（六一―六五才の男子）五日と割当てられ、都に出て労役に服する代りに布二丈六尺を収めるのが普通であった。布二丈六尺は約一〇束にあたり、運脚うんまきで中央に運ばれ、中央

財政となった。

調ちゆうは正丁・老丁・少丁（二七—二〇才の男子）がそれぞれ、一・二分の一・四分の一の割合で絹・純あしぎぬ・糸・綿・布などの、その土地の産物を収める税で、正丁はこれ以外に副物そくものとして染料や食品を収めさせられた。稲約一五束にあたり、運脚によって中央に運ばれ、中央の経費とされた。

雑徭ざつりやうは年に六〇日以内ということで、国司が地方の雑役に正丁・老丁・少丁を使役する労役であった。

歳役さいえきは庸の布を収めない場合で、正丁の場合、一年に一〇日間、食料自弁で官のための労役に服するが、留役といつて年に四〇日まで延ばしうるものであった。

仕丁つかさのしやうは一里ごごとに二人を三年間徴収し、中央官衙の雑役に充てられた。

采女うねめは少領以上の郡司の娘が選ばれ、後宮の女官として差出されたが、八〇七年よりは廃止されることになったものである。

兵役は正丁の三分の一が徴収され、それぞれの国の軍団に属して一定期間勤務することになっていた。その場合、一年間は都の衛士えしとして皇居の警備にあたり、また三年間は防人ぼんりゆうとして九州警備に当らされることもあった。衛士・防人として服務中は課役かやくの免除がなされたが、武器・食糧は自弁であった。このため「兵士を出せばその戸は滅びる」とまでいわれたように、農民には非常な負担となったのである。

このほか出挙すいこ・義倉ぎそう・社倉しゃそう・常平倉じやうへいそうなどの制度があつて、種々の救民・備荒貯蓄の名目で、実質的には農民の負担が過重されていたのが律令制下の租税の実情であった。



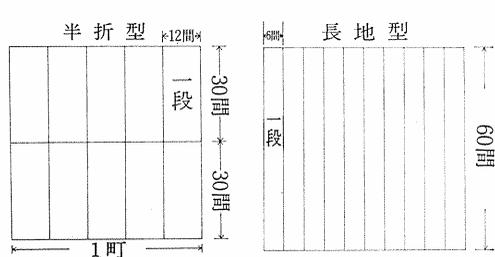


図112 反別地割

その割地の方法は、方一町の基礎ブロックを三六、いいかえると縦・横六町の正方形、すなわち方六町の広さを上位の単位区画として、これを里と呼び、里を画する線を延長させて、六町間隔の並行線を幾条も引いて、方六町の地を東西・南北に画していくものである。里の名称は、古くは六町を一里としたので方一里の意である。里のうちにある方一町の三六に分断される土地は「坪」と呼ばれ、起点を里の四隅のいずれかにおいて、それから右、あるいは左へ、又は下、あるいは上へ、一の坪・二の坪という順次に数えて六の坪にいたり、それから下段または上段へ、あるいは左右いずれかの隣列にうつつて逆の方向に数え、千鳥ちどり式にこれをくりかえして三六の坪にいたる数え方をすると、六の坪から再び起点に隣接するところにもどつて一の坪の上または下、あるいは左右いずれかに隣接する列の端を七の坪と呼んで、再び同じ方向にかぞえて二の坪にいたり、これをくりかえして三六の坪にいたる平行式の数え方をするとこの二種類に大別できる。

起点をどこにとるか、また千鳥式・平行式のいずれをとるかは一定しないが、郡界の川とか神社とか、地域によつては統一されているところもみられる。

つぎに里の位置を示すために、里の一つを起点として、それより東、あるいは西へ、または南、あるいは北へ、一里・二里・三里と数え、この里の列を条と呼び、これも一定の地点を起点として南北・あるいは東西に一条・二条・三条と数える。したがつて、何条何里と呼べば、その地点が的確に明らかにされ、さらに何の坪と

呼ぶことによって、坪の位置も明瞭に分るといえるものである。

一坪の土地の区画には、大化改新の制による三〇歩×一二歩（歩<sub>二</sub>間・一段）の地を五区二列にとる半折型はおりと、六歩×六〇歩（歩<sub>二</sub>間・一段）の細長い地を一〇列にならべる長地型ながちの二種類がみられる。

この条里制は単なる土地区画とは異なり、耕地の最小区画を基準とする区画であり、道路や水路溝も、当然これにしたがって設けられたので、この制度が実施された土地には、田の畔道や里道、水溝などにそのおまかげをとどめているところがある。また、条・里・坪の呼称が地名や田畠の名にのこって、その名残りをとどめている例もすくなくない。

最近では、このような条里遺制の研究も盛んになって、種々の考証がされているが、現存地表面の地形を対象とするか、地名を対象とする方法が最も多く、古代の地表面と溝そのものの追求がなされた例は少ない。

若屋市の近辺では、名神高速道路の建設に際して若王寺地区なごうじ（尼崎市）、伊丹空港拡張に際して岩屋地区（伊丹市）、関西電力計算器センター建設に際して若王寺地区（尼崎市）などで条里遺制の追求がなされ、奈良時代の条里遺構が検出されている。

尼崎市若王寺地区では坪境いの溝が検出され、奈良時代の地表面と現在の地表面の差違や、現在の地表面に西南北に一町ごとに走っている条里遺制の溝と称されるものとの関係が問題点として指摘されることになった。

伊丹市の岩屋地区では、現在の地形とも一致した形で、条・里境いの溝や設備遺構が検出されている。

いわば、伝承の遺構はともかくとして、発掘調査によっても摂津の地域には条里制が施行されていたことは認

定されているのである。

関連して、条里遺制の復原も試みられている。しかし、条里線だけが基盤の目のように復原された図、住宅地（集落）の全く存在しない条里図、江戸時代や現代にも未開発のところ条里坪が記入されている図などもあって、まだまだ不備の図が多いのが現状であり、研究者自体が反省を迫られている問題でもある。この点で、落合重信氏の「条里制」は条里制研究の意義と価値づけを行なった画期的な労作で、研究者の在り方に対する指針ともなっている。

芦屋市の地域は摂津の一部であり、狭長な地域であるが、海と山との間に良好な耕地をもっており、弥生時代以来開発の進んだ地域でもあるので、条里制の施行も当然予想される地域である。

発掘調査以外にも、奈良市の水木家には、天平勝宝八歳の東大寺領摂津国猪名庄絵図という条里図の写しが遺存していて、近辺の尼崎市の地域には条里制が施行されていたことが知られている。（田村吉永氏教示・村川行弘初採訪）

しかし、芦屋市内で、その遺制を追求しようとすると、「芦屋・九ノ坪」・「三条・九ノ坪」・「津知・一ノ坪」の三例の坪名がみられることと、寛文三年の検地帳に「三条」村という村名と、田の字名に「六条」と呼ぶものがあったことがみられるぐらいで、地名として残った条里の名残りも微少である。

近辺の例では、条里線は北から南へ、一里・二里・三里と数え、東から西へ、一条・二条・三条と数え、その中の坪は、東北隅を起点として西へ千鳥式に一ノ坪・二ノ坪・三ノ坪と数える形式が多いとされている。したが



図113 菟原郡条里復原図（吉井良尚作成）

つて、このような形式の条里制が存在した可能性は考えられるが、何分にも、何度となく山津波・洪水を経験しながら現在に至った地域であるため、現在の地形や地名からだけでは、芦屋市の条里遺制を復原することは困難である。かつて、吉井良尚氏によって菟原郡条里復原図が作成されたが（兵庫県史蹟名勝天然記念物調査報告第十一輯・昭和十年）、落合重信氏によって問題点が指摘されており、承認できる条里復原図とはいい難いようである。

考古学の成果から考えても、やはり、集落と耕地・条里の起点を確実に把握することが今後の問題であり、開拓の施行単位をあまり大規模に考えることにも問題があるようである。

また、弥生時代以来、古墳の築造、寺院建築などの面において、明らかに地割りと縄張りの高度の技術が存在したことが認められているので、条里制の地割りも突如として始まったものではなく、技術的にも慣習的にもこのような規格制をもった地割り形態は古く存在してい

たとする考え方もあるのである。

### 菟原郡の四至

芦屋市の地域は畿内五か国（摂津・河内・和泉・山城・大和）の一つである摂津国の管下一部（うばらくん）の西辺部に属し、摂津国の西辺部を占めていた。

菟原郡は、東は武庫郡、西は八部郡、北は有馬郡に接する地域であるが、その郡界は明瞭ではない。しかし、おおよそのところ、東は夙川、西は旧生田川を境とし、北は六甲の峰・すなわち今日の有馬郡との郡界を境としていたと考えられている。

とはいえ、武庫・菟原郡の郡界については夙川河道の変遷を忘れてはならず、延喜式神名帳では、今日の西宮神社である大國主西神社を菟原郡の中に記している。当時から西宮神社の社地は現在の地であったと考えられているので、このことは少なくとも現在の西宮神社の東方、すなわち今日の夙川より七〇〇メートル程、東の方に



図114 菟原、武庫両郡界を示すと伝える古松

郡界があつたことを推定する必要がある。

西宮市常盤町に往時の郡界を示したと伝える古松があり、傍に記念碑が建てられているが、その北方の名次山の山際にも同様な郡界を示したと伝えられる松が遺存している。

一方、西方の郡界についても問題がある。延喜式神名帳に八部郡の神社として記されている汝売神社は、現在の神戸市灘区岩屋にある敏馬神社のことである。その所在地に変化がないとすると、郡界は旧生田川よりも、はるかに東方に移ることになる。

このように、菟原郡と隣接する武庫郡・八部郡との郡界についても、なお明白な資料が得られていないのが現状である。

菟原の呼び方は古くは「うなひ」であったようである。

万葉集巻九に収めてある田辺福麻呂の「過葦屋処女墓作歌一首并短歌」には、「葦屋乃菟名日処女乃奥城云々」とあり、また「菟会処女」とも記してあり、同じ巻にある高橋連虫麻呂の「見菟原処女墓歌一首并短歌」には、「葦屋之菟名負処女」「宇奈比処女」とあって、菟原を「うなひ」とよんでいたことが分る。その字義については、「うなひ」とは海辺、すなわち「うなべ」の転じた呼称であるという説が有力で、別に、「う」は「大」を意味し、「奈比」は「木」を意味する韓語であって、大きな杜を意味するという説もある。

国郡郷名には二字の好字を用いるように定められた制によって、正式には「菟原」の二字が専ら用いられたことは、天平十九年（七四九）の「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」にも「撰津国菟原郡」とあり、また「続日本紀」巻第二九・神護景雲三年（七六九）六月七日の条に、「撰津菟原郡人云々」とあることから了解される。

一〇世紀の初頭につくられた延喜式には、卷二二の民部上に「菟原」とあり、古写本にはこれに傍訓を施して「ウハラ」と読ませている。

同じ頃につくられた「和名類聚抄」には「宇波良」と記されているので、この頃には「うはら」と呼んでいたことがわかる。そして、この呼称が、以後までも踏襲されることになったのである。

「うはら」の語義は海（うな）原（はら）の略と解されているが、別説にはう（大）はら（原）とする考え方

もある。海辺にのぞんだこの地方の地形から生じた名称と素直に考えておこう。

また、前記の万葉集の二歌に、いずれも「葦屋之菟名日処女」と記して、葦屋の名を菟原に冠しているのは、奈良時代においても、ひろく、この地方を総称する呼称として、この名が行なわれていたことを推測させるものである。

### 賀美郷と葦屋郷

菟原郡内には八郷があった。郷は大化改新の時、五〇戸を里とし、里ごとに長を置くこと定められたのが、靈龜元年（七一五）になって、改めて郷と改称したものである。

郷を構成する戸は、房戸と郷戸の項で触れたように、その内容は甚だ複雑で、現存する当時の戸籍に記されている実例からみても、今日の常識よりは遙かに大きいものであった。

例えば、正倉院文書にある大宝二年（七〇二）の美濃国の戸籍や、同じく神龜三年（七二六）の山背国愛宕郡出雲郷雲上里及び雲下里の計帳などをみると、外祖父母・外孫・叔姪などの傍系血族を含む十数人から百人以上に達する大家族が普通であつたらしい。

里（のちの郷）の形成は戸数によることが基準となっていたが、地勢や人口密度の相違によって異なるのは当然で、集落が小さい場合には数個の集落を併せて里となし、集落が大きくて、ほぼ五〇戸に近いときには、そのままで一里とし、とくに大集落で五〇戸を越えるような場合には、余分の戸をしばらく一里として別に設けるといふような形成であつた。その地域も、面積によらず、戸数を基準としたので、一定せず、山河などの自然の地形によって画するのが常であつた。

このような制度も、その土地の事情に応じて、必ずしも厳格に適用されたとは考えられないが、できるだけ忠実にとめたことは種々の史料からも推定は可能である。

したがって、菟原郡の占める地域が、山を負い、海岸線との間の平地が広くないことからみて、このような狭い地域に八郷もの村が存在したということは、土地の開発が進んでいて、人口密度も高かったことを推測できるわけである。これは、山麓線に群集する阪神屈指の群集古墳の遺存例からもうなづける場所であり、当地域の開拓の歴史の古さを示すものである。

菟原郡にあった八つの郷名は、「和名類聚抄」によれば、「賀美郷・葦原郷・布敷郷・津守郷・天城郷・覚美郷・佐才郷・住吉郷」で、現在の葦屋市に属するのは、「賀美郷と葦原郷」の二郷である。

賀美郷の名は武庫郡八郷のうちにもみえるが、その字義は「上<sup>かみ</sup>」であって、川上あるいは都に近い意味と解されており、この場合は、郡中で最も東に位置することを意味したと推測されている。すなわち、芦屋市の東部の地域、旧打出村や岩ヶ平方面が、この郷のあった地域と考えられ、この地域に集中している古墳群を築いた人々の古代集落が、賀美郷の前身をなすものである。賀美の名は早く消滅してしまつて、地名としては残らなかつたので、「大日本国郡志」には「今不詳」と記し、「摂津志」には「廢」とのみ記してその所在を明らかにしていない。

葦原郷とあるのは「葦屋郷」の誤記であろう。これは、天理図書館蔵の高山寺本和名類聚抄には「葦屋」と記されていることから云えることである。のちの芦屋村・三条から西方一帯の諸村、すなわち田辺・北畑・小路

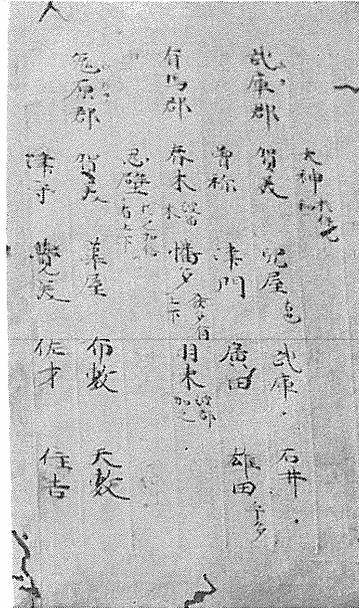


図115 高山寺本和名類聚抄 (天理図書館所蔵)

ながい間、絶えることなく用いられて今日に至った地名なのである。

### 芦屋駅と古代の交通

律令制下では、七道では一六—二〇キロメートルごとに駅家が設けられ、駅役には駅長と駅子からなる駅戸が配されていた。

都と大宰府を結ぶ大路には各駅家ごとに馬二〇疋が用意され、東海道と東山道は中路とされて、各駅家ごとに馬一〇疋が配され、その他の道路は小路とされて、各駅家には馬五疋がたくわえられていた。

これらの馬が、駅馬・伝馬といわれるものであり、四度の使を代表とする、駅鈴をもった政府公用の役人たちの使役したものであり、中央と地方を結ぶ唯一の交通手段であり、また、緊急の際には軍馬として活動しうるものでもあった。

・中野・森・深江・東青木の村々の地域を占めていたと考えられている。

元来、芦屋という地名は、さらにこれよりも広く、今日のいわゆる甲南の地全般を指す呼称として古く用いられたものである。これが郷名として用いられ、さらに荘名となり、また村名・市名となったもので、その名の示す地域には変化はあっても、古代以来、

このように駅というものは交通の設備として、人馬の継立つぎたて、宿舎、食糧の供給をするために、国内の主要街道に設けられた制度で、大化改新の制に起源をもち、大宝令において、詳細に規定され、その後も、順次整備されていったものである。

延喜式卷二八の「諸国駅伝馬」の項をみると、

撰津国 草野ナノ・須磨各十三疋、葦屋アシヤ十二疋

という記事がみえている。

おそらく、葦屋駅の歴史も律令制定の時代にはじまるものと推定はされるが、歴史の上ではその名のあらわれのことはなく、また史料も残されていない。続日本紀では、和銅四年（七一）の項に、撰津国には島上郡大原駅と島下郡殖村駅の名がみえるだけである。

平安京に都が定められて以来、京都から西国に下る旅人は、陸路をとる場合は、山崎ヤマザキ・芥川カイケン・昆陽コンヤウを経て、西宮の北方を過ぎ、芦屋の地を通過して、兵庫・須磨にいたり、播磨路を西下した。芦屋を経由しない場合は、京都から丹波路を辿って播磨に出る外には通路はない。非常の際には、この通路をとる場合もあったであろうが、平時は必ず芦屋の地域を通過しなければ西下はできないのである。したがって、律令制定の時代にも西国への交通路としては芦屋を通過しなければならなかった筈である。

ことに京都から西南方に路をとって撰津平野の縁辺部を過ぎてきた旅人たちは、この地域ではじめて海辺に出るので、とくに印象にのこる土地でもあった。この印象から「打出ウチデ」という地名がおこったとされている。

このように芦屋の地は平安時代以前から幹線道路上の要地であったが、たまたま京都からの距離が、当時の国家施策の一つである駅馬の制度において、宿駅を設ける地点に当たっていたので、ここに駅馬がおかれ、一層の重要性を荷なうことになったと考えられている。

延喜式に出てくる「草野」は、大阪府の萱野かやのの地のことで、芦屋からは東北約一八キロメートルの距離に当る。また、萱野の東北一八キロには山崎があり、この山崎が平安京からの西国への第一の宿駅であった。山崎・草野・芦屋そして西方一八キロメートルの須磨という順で、約一八キロごとに宿駅が設けられていたことを延喜式は示している。芦屋駅は都から第三の宿駅として設けられ、一二足の駅馬をやしなっていたのである。芦屋駅が芦屋地域の何処にあったか、規模がどうであったかについて判然としていない。

芦屋駅の変遷については、延喜式以外には徴すべき史料がなく、律令制の衰退につれて諸国宿駅とともに、平安時代の末頃以後には、全く有名無実となり、やがて姿を消してしまったと考えられている。

しかし、交通上の要地であることには変りはなく、弥生時代の会下山遺跡以来、西国に対する関門的要衝であったことは、中世に入っても旅宿の地として重んぜられ、戦乱の時勢にあつては、軍略上の要地となつて戦火に捲込まれることにもなるのである。

ただ地形的にみた場合、山崎・萱野・芦屋・須磨ともに共通している点は、広い地域から狭くなるか、狭い地域から開ける地域という立地条件をもっていることである。単に距離的な都合だけではなく、地形的条件も古代交通上の宿駅については考えられていたのではなからうか。

## 菟原郡の船戸

太政官制下の右弁官の下には、兵部省・刑部省・大蔵省・宮内省が属していた。このうちの兵部省は、武官の人事を司るとともに軍事一般を司どり、兵馬司・造兵司・鼓吹司・主鷹司・主船司の五司より構成されていた。

このうち主船司は、正一人・佑一人・令史一人・使部六人・直丁一人で、この下に船戸（ふなもりべ）が隷属しているものであった。

難波を中心とした大阪湾沿岸の地域は、外国使臣の迎接・西国航路の起点・遣唐船の発進・水軍の根拠地として、律令時代を通じて度々記録されている地域である。

主船司は隷属する般戸を率いて、直属の兵船をもち、難波津を往来する官公船・私船の監視に当たっていた。船戸は品部の一つで、摂津国には一〇〇戸の船戸がおかれていたらしく、一〇〇戸のうち一〇戸ずつが一組となつて、交替で勤務していたと考えられている。したがって、船戸の人々は摂津の一か所に集団で居住したのではなく、大阪湾沿岸の各所に散在して居住した可能性も考えられるのである。

官船を看守する職掌上、舟の操舵や修理の技術ももっていたのが船戸と考えられている。芦屋市内には「船戸」という字名が残されていて、道祖神にちなむ地名とも考えられるが、もし古い伝統をもつものであればあるいは、古き船戸の住んだ地域の一つであったかも知れないのである。

このことは、天平二年（七三〇）に行基が、菟原郡に船息院（船息とは船付場のこと）と同尼院を建てている（『行基年譜』）ことから、この地域が船付場に適した浜をもっていたことが推測される。

あえて云えば、現在の芦屋市の地域には、船息院や尼院が建てられ、また船戸が住みついていたということも考慮しておかねばならないことなのである。何時の日にか、その遺跡なり、遺構なりが、検出される可能性を期待したいものである。

**芦屋地方の古氏族** 芦屋地方の氏族として最も早く史料にあらわれるのは「芦屋倉人」という人物である。

正倉院文書のうち、天平神護元年（七六五）五月九日の、「検仲麻呂田村家物使請経文」のなかに、「従八位上勳七等葦屋倉人嶋磨」の名がみえ、これより四年後の、続日本紀卷第二九・神護景雲三年（七六九）六月七日の条には、「撰津国菟原郡人正八位下倉人水守等一人人に大和連の姓を賜わった」という記事がある。

弘仁六年（八一五）に撰せられた『新撰姓氏録』の記載中、当地方を本貫（本籍地のこと）とする氏族についてみると、第二七卷の「撰津国諸蕃」の条に、

藏人 石占忌寸同祖 阿智王之後也

とみえている。この藏人というのは、さきの倉人と同族であり、東漢氏の祖となった阿知使主に従って中国から渡来した帰化人系の氏族であったと考えられている。

新撰姓氏録には、さらに次の記事がみえている。

葦屋漢人 石占忌寸同祖 阿智王之後也

葦屋倉人はこの同族であることが分る。さらに、

村主 葦屋村主同祖 意宝荷羅支王之後也

とあり、葦屋村主については、第二九卷の和泉図諸蕃の条に、

葦屋村主 百濟國人意宝荷羅支王之後也

村主 葦屋村主同祖 太根使主之後也 おほからしおみ

とみえている。これは、葦屋村主または単に村主すべりとよばれる百濟よりの帰化人系氏族があつて、和泉国にも移り住んでいたことを示している。

弘仁十一年(八二〇)頃の著作といわれる『日本靈異記』(興福寺の僧景戒けいかいの著作・仏教説話集)の巻下の「殺生生物」結し怨作し狐狗し互相し報怨し縁し第三しに、この物語の主人公で菩薩と称されたという興福寺の沙門禪師永興を、「俗姓、葦屋君氏、一云市住氏、撰津国手島郡人也」と記している。永興の出身である葦屋君氏というのは、葦屋漢人の長であつた氏と考えられており、撰津国豊嶋郡に移住したものの中から永興なる人物が出たと推測することもできる。

このようにみえてくると文献面に反映される葦屋地方の古代氏族は帰化人系氏族の後裔と称される場合が多い。大和朝廷の協力者として、技術と学問的知識をもって奉仕をした人々の住んだ地域であつたという伝承である。葦屋の浜を古くから漢人浜かみんのはまと呼んでいるのも葦屋漢人に因んだ呼称であらう。

**葦屋蔵** 古代には三蔵とよばれる朝廷の蔵があつた。斎蔵いはいくら・内蔵うちくら・大蔵おほくらの三蔵がそれで、蘇我氏が管理をしていたらしい。内蔵(皇室の財物を収納)の職員は、阿智使主あちのおみと王仁わににはじまり、その子孫はこの職を世襲したことから「内蔵」を氏とするようになり、内蔵氏を内蔵職員の首長として、その下に蔵部くらぶ・蔵人くらひとなどがあつて、

内蔵の出納その他に使役されていたらしい。この蔵人について『新撰姓氏録』摂津諸藩に「石占忌寸同祖、阿智王之後也」と記されている。上述の「葦屋倉人」という人物はこれに関係があるのではなからうか。

太田亮氏によると（『日本上代における社会組織の研究』による）、古代には三蔵以外に畿内各所に倉庫がおかれ、摂津では、次田蔵・葦屋蔵がおかれたという。これらの倉庫の倉司は、倉首とよばれ、使役される倉部の部民を倉人といったらしい。葦屋蔵は摂津国菟原郡葦屋郷に設置され、倉司として葦屋君（まみ）が、倉部には葦屋倉人・葦屋漢人が想定されるのである。

このように見てくると、葦屋漢人・葦屋倉人と記録されている人たちの出自が、おのずから解明されてくるようである。さきに記した船息、船息院、同尼院のことも、この葦屋蔵の設置と無関係ではなさそうである。

### 第三節 芦屋麩寺

**平城京の時代** 元明天皇の和銅三年（七一〇）に藤原京より現在の奈良市の西郊へ遷都されることになった。これが七四年間の帝都となった平城京である。平城京は唐の長安の都を模したものといわれ、南北約四・八キロ、東西約四・二キロ、朱雀大路（すじやくおおじ）で左右両京に分ち、南北九条、東西各四坊と東辺に外京をもつ、整然と区画された都城で、整備された段階では、青瓦、丹塗（にぬり）、白壁の大内裏の建物や南都七大寺が営まれて、当時の人々の耳目を驚かすに足るものであり、人口も二〇万人を数えたとされている。

このような都城の出現は、東北地方、西南地方の征定、鉱業や農業や手工業の面での生産力の発展、遣唐使船を代表とする唐や渤海ほっかいや新羅しらぎとの通交などにもみられる国力の充実を背景としたものであった。

唐の文物制度を移入するための遣唐使の派遣は舒明天皇の時、六三〇年に犬上御田歙いぬがみのみたすきと薬師恵日やくしゑにちを派遣されたことにはじまり、以後、寛平六年（八九四）の菅原道真の献言による廃止まで一〇数回の回数を数えている。いずれも難波津から出発したものはかりであり、大使以下、少ない時で二〇〇人、多い時は六〇〇人の人員が派遣された。海路の非常な危険をおかしての文物、制度の移入であり、その将来された文物の一部が、今日、正倉院御物として保存されているものである。遣唐使船は通常は四隻・五〇〇人前後であったが、大阪湾沿岸の人々が密接な関係をもっていたことと推測されている。

元明天皇の和銅元年（七〇八）武蔵国から自然銅が産出したのがきっかけとなつて、和同開珎わどうかいちんが鑄造され、以後、開基勝宝・太平元宝・万年通宝・神功開宝が奈良時代を通じて鑄造され、蓄銭叙位令ちくせんじゆいれいなどによる貨幣流通の奨励策によつて畿内周辺には流通経済の萌芽がみられることになった。平城京では左右両京の八条三坊に東・西市がたてられ正午から日没まで商品の販売が行われ、地方にも市がたてられることになった。芦屋近辺では吹田市から和同開珎が発見されている。

八世紀初頭の和銅・養老期という律令国家の安定期を経て、聖武天皇が即位し、朝廷の絶頂期を築きあげるこゝとなる。「天皇が仏教に帰依きよすれば、その功德くどくによつて天下国家は平らかになる」という鎮護国家の法としての仏教の全盛時代に入るのである。天平十三年（七四一）の国分寺・国分尼寺創建の詔から天平十五年（七四三）

の東大寺創建の詔にいたる一連の詔勅に代表される国家的事業として造寺造仏がはじまることになり、東大寺の盧舎那大仏の造立には行基が大僧正として活動することになる。当然造寺造仏による功德を願う有力氏族の氏寺の造営も行なわれ、奈良仏教の全盛期を出現させることになった。芦屋麁寺を代表とする周辺の寺院の建立・発展は、これら中央政府の造寺造仏と無関係ではなかったと考えられている。

同時に聖武天皇は恭仁京や紫香樂宮や難波京の造営もおこなっている。応神天皇・仁徳天皇・孝徳天皇についての難波の宮の造営である。難波の津の重要性がとくに認識されたことにもよるのであろうが、近時大阪市の法円坂一带に難波宮址の遺構が検出され、平城京にならぶ規模の本格的帝都であったことが明らかにされつつあり、さらに平城京と近似した大規模な条坊制の復原まで可能であるといわれている。このような関係で聖武天皇は猪名野（尼崎市）の風光を愛で、度々の遊宴の地として愛好されたことが伝えられているように、難波の宮の成立とその影響は、芦屋近辺各地にも及んでいたはずである。芦屋市西山町に遺構と遺瓦をのこしている寺院はこのような時代のうごきを背景にして営まれたのである。

この寺は近世の地誌によると山号を塩通山、寺号を法恩寺また報恩寺とよぶ古刹とされているが、文献史料では中世には報恩寺となっていて寺名がさだかでないので旧版芦屋市史以来芦屋麁寺とよぶことになった。

### 芦屋麁寺の立地

さきにみたように、行基が菟原郡に船息院と同尼院を建てたことが行基年譜にみえており、さらに、「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」には、法隆寺が摂津国菟原郡で三二町六段二八八歩の寺領を領有していたことが記録されている。

何れも菟原郡のどの地域であったかについては不明であるが、弥生時代の会下山遺跡・古墳時代の中期―後期古墳群・糸里遺制・芦屋駅・船戸・葦屋蔵などの一連の事象を考える時、芦屋市内にこれらの概当地が存在した可能性はきわめて強い。このことは、白鳳期（奈良前期）までさかのぼる遺瓦を出土する芦屋廃寺の存在することからも推測されるのである。

律令制度を基本とする国政が振興した奈良時代から平安時代初期にかけての時期は、これと併行して仏教が隆盛をみた時代であった。仏教寺院は国家の保護をうけて、単に精神生活の面だけではなく、経済的にも実力をもっており、有力氏族の保護もあつて、中央・地方を問わず造寺造塔の盛行をみた。

芦屋の地域にも当然、その反映がみられ、奈良時代の初期に、この地に大伽藍がらんをもった寺院が存在したのである。このことは芦屋市の歴史にとつて重要であるばかりでなく、菟原郡を中心とする西摂地方の古代文化史上からみても特筆に値することなのである。

なぜならば、近辺の地域をみても、奈良時代の寺院址が確認されているのは、尼崎市の猪名寺廃寺・若王寺廃寺、伊丹市の伊丹廃寺、豊中市の新免廃寺（金寺廃寺）、茨木市の穂積廃寺・太田廃寺ぐらいで、官寺としては大阪市の四天王寺があるにとどまり、造寺には莫大な費用をとまなう関係上、寺院建立はよほどの有力者の居住する地域か、重要な地域に限られていたのである。芦屋廃寺は菟原郡では唯一の奈良時代寺院址なのである。

芦屋廃寺址は芦屋市西山町一三番地一帯で、かつての摂津国菟原郡芦屋村西ノ坊の地域であり、芦屋村の西端、三条村との境界の地域である。地形的には、秩父古生層風化土層を代表とする六甲山系の南面する小山塊

が、急傾斜して沖積平野に接続する山麓線、すなわち傾斜転換線上の標高三四—三〇メートルの位置に立地している。北側の背後の小塊は標高二〇〇メートルの会下山と標高二五〇メートルの城山である。

会下山と城山の間を南流する高座川と城山の東側を南流する芦屋川が、遺跡地の東北四〇〇メートルの地域で合流し、芦屋川として市内を南北に貫流して大阪湾にそそいでいる。合流のなつた芦屋川畔から遺跡地までの距離は西へ三〇〇メートルである。

航空写真で見ると高座川の旧河道が遺跡地に接していた可能性や、高座川・芦屋川の氾濫原であつた可能性も考えられる。しかし、最近でも昭和九年九月廿一日の大暴風雨、昭和十三年七月五日の大豪雨など記録的な被害を出しているように、山津波と河川の氾濫で、この付近の地形は著しく変容しており、原地形を適確に把握できない特異な地域でもある。

遺跡地の地盤調査の結果では、六甲山系の南斜面の扇状地性の沖積段丘と認定され、地表部の表土層（約四〇センチ）を除いては、花崗岩の風化によって造成された砂（真砂土）から成り立っており、主として粗粒の砂であるが、なかには礫の混入している部分もある。

**芦屋廃寺の伝承** 既に記したように『行基年譜』には「天平二年、菟原郡に船息院・同尼寺を建てる」という記事があり、「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」（天平十九年）には「摂津国菟原郡参拾耆町陸段式佰捌拾捌歩」という記載がみられるが芦屋廃寺との関連を裏付ける伝承はのこされていない。

元祿五年（一六九二）十月十一日の寺社御改委細帳をみると、

「同村（芦屋村）長福寺（現在の安楽寺）支配、薬師堂 一 塩通山法恩寺 二間半四方 ほうぎよう作り  
やね瓦ふき 火燈 宗猷 敷地 西東十二間 南北十間 境内 東西五間半 南北十九間 馬場十一間 横幅  
一間 右薬師堂 塩通山法恩寺は行基菩薩開基 其後在原業平伽藍建立之所に 二百五十年以前焼失仕由申伝  
候 其後少之堂を村中として建置 同村長福寺支配にいたし置候」

と記されていて、行基の開創による塩通山法恩寺という寺院があり、のち在原業平の修復を経て、嘉吉二年（一四四二）の頃に兵火のために焼失したので、その跡に薬師堂一字を設けたことを伝えている。

『撰津志』にも

法恩寺在葦屋村 有三好長慶文明年中喜捨文

とあり、『撰津名所図会』にも

湯元薬師堂 西芦屋にあり 芦屋浜の潮 此の薬師堂の下を潜り 有馬温泉に通じ涌出すという また 寺を  
塩通山報恩寺と号し 古は伽藍巍々たり 後世廢して一字となる

とあって、有馬温泉の湯元の薬師堂としての法恩寺の名を記している。

このような伝承は、『撰陽群談』（巻十五・寺院の部） ・『芦屋の里』（昭和四年・島之夫） ・『武庫郡誌』 ・『本朝俗誌』 ・『塩通山莊故事』（昭和十年・朽木順作） ・『務古の浦風』、などにも取上げられている。これらは、行基の時代に開基された寺院が芦屋村に存在したという伝承である。しかしその寺地伽藍の旧状については明確には知られていなかった。

**芦屋廃寺跡発見の経過**

奈良時代前期に遡る伽藍址の存在が知られるようになったのは明治四十一年のことである。西山町西ノ坊の地域が宅地として造成されることになり、その開発工事に際して石棺の蓋が出土した。

同年七月十四日、神戸史談会の手によって発掘作業が行なわれたところ、奈良時代の様式を示す遺瓦が発見され、伝承の寺院址が存在するのは、この地域であることがわかったのである。このことがきっかけとなって、それ以後遺瓦を採集するものがあり、しだいに研究者の関心をひくことになった。

その後、昭和八年の頃に、この地域に邸宅造成工事と造園工事が行なわれて、多量の瓦や遺物が検出されたため、寺院址の存在することが確かになった。しかしなお発掘調査に至らず、遺瓦採集にとどまり、遺構の追求は行なわれなまま、出土した礎石類は庭園の一部として保存するにとどまった。

寺址に邸宅を造成した朽木順作氏は出土遺瓦の保存とともに當時文部省教局で史蹟調査ならびに保存行政に当たっていた保存課嘱託上田三平氏に寺址としての研究を委嘱した。上田氏は『撰津名所図会』所収の薬師堂址はこの地であり、南面する堂宇の基壇とそこに若干の礎石や石垣列と推定されるものがあることを明ら



図116 芦屋廃寺塔心礎礎石

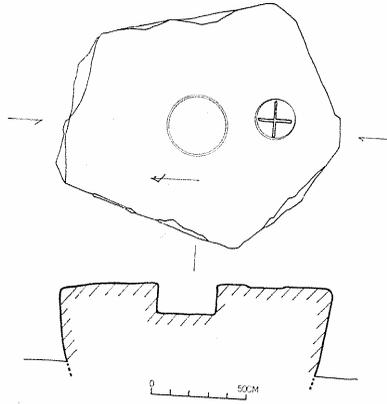


図117 芦屋廃寺塔心礎実測図

かにした。またこの地から搬出され月若町の猿丸吉左エ門氏邸内に保存されている礎石が塔心礎に相違ないこと、それが奈良時代前期の形式を示すことを明らかにした。この心礎はいまも猿丸氏邸にあり径一三〇センチ、高さ約五〇センチのほぼ五角形の自然石で、中央に径三一センチ、深さ一六センチの柄孔（ほしほな）がある。遺瓦や磚（かわら）などの遺物は、吉井良尚・猿丸吉左エ門・朽木嘉郎氏らによつて保存され、奈良時代から室町時代にいたる各時期のものを含んでいる。

### 芦屋廃寺跡の発掘調査

寺址の主要部分と推定される地域は、すでに朽木氏邸はじめ民家が建てられ、心礎の所在した位置を探索することも不可能であったため遺構の確認がなされなっていたが、たまたま昭和四十二年、朽木邸の家屋をとりこわしてマンションが建てられることになったので、芦屋市教育委員会による工事地域内の発掘調査が行なわれることになった。

この調査の結果創建時代の遺構は見出し得なかったが、遺瓦をはじめ多くの遺物を発見し、不十分ながら寺址の一端を明らかにすることができた。調査地区のA・C・D三区についてその成果を記そう。（B地区は遺物・遺構が存在しなかった）。

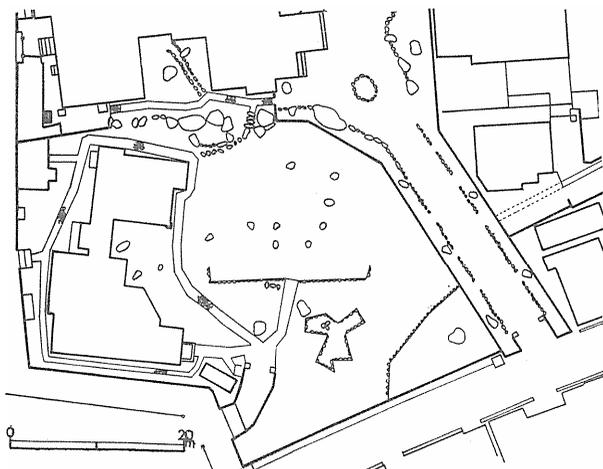


図118 芦屋廃寺C・D地区実測図  
(中央C地区、下方D地区)

《A地区》 この地区は大半が巨石を用いた大池庭が造成された地域である。遺構・旧地表面・地山などを追求した結果、寺院建築の遺構は存在しないことが判明した。

この地区の共通的特色は、表土下二・五メートルで地山となり、その間には四〜六層に分類される旧地表面らしき土層が検出されることであり、表土より第三層地表面までに遺物が検出され、第四層以下では遺物は存在しないということであった。すなわち遺物が検出されるのは表土下約一メートルまでの地域であり、部分的には第三層地表面上に開元通宝・鉄銭・猿の面子めんこなどが検出されたが、大部分の地域では、瓦・須恵器・土師器などが混在した状況で発見された。

A地区の中央部では、表土下一・五メートルの付近で黄色花崗岩質の地山となるが、地表下約八〇センチのところは径約八〇センチの掘形ほりながあり、この中に、口縁部を東に向けた土師器の甕が密着して、合せ口式の小甕棺と認定される。人骨は遺存していないが、地山面や掘形内に遺存した若干の須恵器片よりみて、この須恵器の完存した時代以後に甕棺

が設けられたと推定されている。

《C地区》 C地区は明治四十三年に、石棺が出土したと伝えられ、神戸史談会員による調査が行なわれた地であり、また薬師堂址の遺存する地区である。



図119 薬 師 堂 址

この地区には薬師堂址と称される一郭が保存されていた。東西に一八・五メートル、南北一五・五メートルの範囲で、一列の石列をめぐらし、その内には八個の礎石が保存されていた。礎石の配置からは、元禄五年寺社御改委細帳にみえる二間半四方の建物を想定しうる現状であるが、昭和十一年に上田三平氏が測図された記録によると、東西四間・南北四間の石敷の基壇であった可能性もある。しかし、発掘調査の結果では、攪拌層上かくはんに再建された近世寺院址と認定され、明治初年まで存在した薬師堂跡と推定される以外の遺構は検出できなかった。

現在の地図の上に正確にその位置を求めることはできないが、江戸時代の『撰津名所図会』をみると、芦屋川の西に「芦屋の里」が画かれており、その中に「薬師堂」と「若宮」が画かれている。この絵図の薬師堂の位置がC地区の調査位置とするならば、

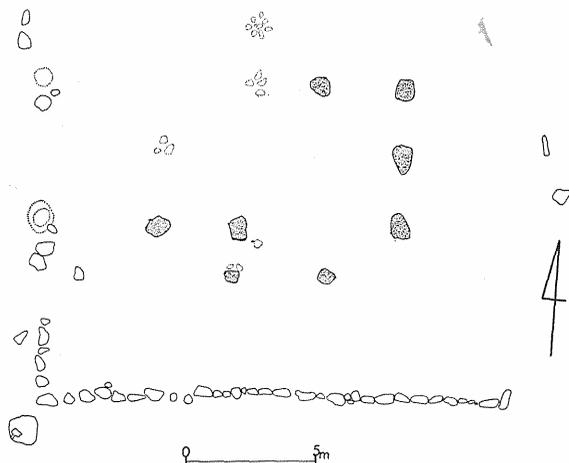


図120 薬師堂址実測図（C地区）

「若宮」の位置はその西北、すなわち旧朽木邸の位置になる筈である。また若宮・薬師堂と階段状にあらわされた図であり、元来傾斜地であることを示しており、これは発掘調査の結果とも一致することであった。

この地区の共通の特色は表土下六〇センチまでは攪拌層で、瓦・瓦器・須恵器・土師器・土錘などが混在しており、表土下一・七メートルの地域に弥生式土器の散布層が存在することであった。また、遺存している礎石には、掘形や根石はなく、攪拌土層の上に置かれた状況であった。

一方、薬師堂址の東南に当る地域に二か所のトレンチが設定されたが、この地域の土層は攪拌をまぬがれて整然としており、表土・黄色砂層・灰黄色砂層・灰色砂層の順に堆積がみられ、最下層では土師器・須恵器片がみられ、その上の灰黄色砂層の上面に焼層と粘土層があり、この層中に瓦と木炭片が多量に散布し、何等かの建造物が焼失した痕跡を示していた。

このC地区の調査によって、薬師堂址といわれる地域に遺存している礎石は攪拌層中に存在していること、古

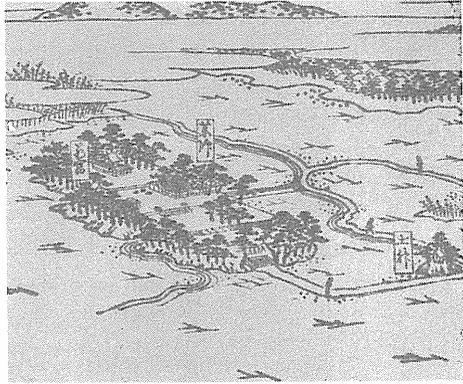


図121 摂津名所図会に見える薬師堂

墳時代に成立した褐色砂層が当地域の基盤層をなしていること、C地区区としては南半部にとくに瓦や土器類の散布が多いこと、C地区の東南部では厚い焼層があつて粘土や有機質や炭化層がみられ、その間にはさまれた形で焼けた瓦が散布していることなどが判明した。大半の地域で、表土下三メートルまで掘下げたが遺構的なものは検出されなかった。

《D地区》 この地区では表土層の下には灰白色砂層と黄色砂層があり、その下に黒褐色砂層と含礫黄色砂層に二分される砂層があつて、この二層に瓦が密集して遺存していた。

この瓦の載る基盤は灰色粘土質土層で、人工的に盛土されたものである。その下には弥生式土器を包含する黒褐色土層が存在した。D地区の南辺部においては、近世の用水路址や「野づら積み」の石垣列が検出され、用水路址より北には盛土をした基盤の上に石塊列や瓦散布層がみられた。

石垣列は旧朽木邸の南塀にそつて見出された。高さ九〇センチの「乱石積らんせきづみ」の構築法であり、東西一四・六メートルにわたつて遺存しており、幅約一メートルの裏込め石をもつ精密な構造で、さらに裏込め石は粘土でしっかりと補強されていた。石垣埋土内の遺瓦には鎌倉時代と認定しうる巴文軒丸瓦が検出されたが、この時期より新しい遺物は発見されなかった。



図122 乱石積と用水路

石垣列は調査地域の西端で南に折れて続いている可能性がある。『撰津名所図会』にみられる、薬師堂境内南辺の石垣積みみの階段状遺構ではないかと推定される。石垣列の北側、石垣列にそって、東西に走る幅八〇センチ、深さ一メートルの溝が検出された。溝底は礫でつき固められ、溝内に近世の遺物を包蔵するところから近世以降の築造物であることが認定された。おそらく、芦屋奥池の開発に伴なう「猿丸安時」の用水路で、天保年間以来の芦屋村・三条村を結んでいた「東川用水路址」と推定された。この用水路は石垣補強のための粘土質盛土を割って構築されていた。

これらの遺構の北側に、人工的盛土をした多量の瓦を包含する地域が発見された。弥生式土器・石器・須恵器・土師器などの遺物を包含する準地山層の上に、安定した固い土層があり、この面上に主として瓦器の皿が多量に散布し、その上面に約二〇センチの厚さの層をなして瓦の密な散布面がみられた。この瓦列層と同一の平坦面上に点々と石塊群が遺存していた。固い地盤をおおうようにして、奈良前期―平安時代の瓦の層が発見されたため、この地盤面を追求すると、東西約八メートルの地域に限られることが分った。しかし同一面上に石塊群と瓦列層が存在する人工的遺構ではある

I 複弁花文系 三種

① 鋸歯文縁複弁花文式軒丸瓦 (図124の1)

径七・九センチ、高さ〇・七五センチの大きく高い中房内に、径一センチ、高さ〇・三五センチの円形蓮子が

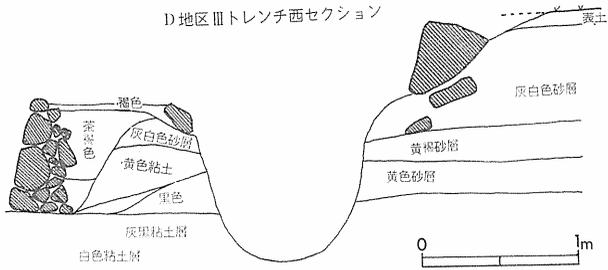


図123 D地区調査地点断面図

が、明確な基壇遺構とか、柱孔などの痕跡は発見できなかった。  
**芦屋廃寺跡の出土遺瓦** 芦屋廃寺は創建時の遺構が明らかでないが遺瓦の出土は比較的多くかつ優秀な意匠をもっており、伽藍の規模が大きかったことを偲ばせる貴重な資料となっている。C地区の一部とD地区において処女的な散布層を検出したほかは、攪拌層中よりの出土が大部分である。

採取された瓦を検すると一八種をかぞえる軒平瓦、二九種をかぞえる軒丸瓦、その他各種の磚や鬼瓦があった。様式上奈良時代に属するものが最も多く、ついで平安、鎌倉期のものが多く、白鳳期（奈良前期）と室町期のものが若干見出された。すなわち奈良前期を当寺院創建期と考え、室町末期を終焉の時期としてよいのではなからうか。

以下に主要なものをえらんで記録しよう。

《A 軒丸瓦》

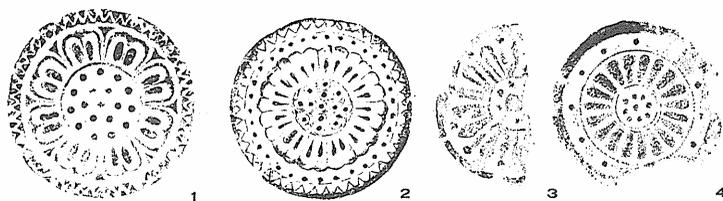


図124 芦屋廃寺花文軒丸瓦拓影（1・2復原）

一十六十一と計一八個配され、その外側の一段と低い部分に八葉の大形肉厚の複弁が配されている。その外側の幅〇・三センチの溝を経て、幅一・七センチの平縁部に陰刻された鋸歯文がめぐらされている。面径は一九・二センチで縁部の厚さは二・一センチである。大形片三点が出土しているが、何れも灰白色を呈した状況である。奈良時代前期に比定されるものであり、当芦屋廃寺創建当初のものと推定される。この形式の瓦は法隆寺形式のものではあるが、同一のものはなく、最も近似した形式のものは大和の定林寺出土のものを唯一例とする。この瓦に対応する軒平瓦は不明である。

② 鋸歯文縁珠文帯複弁花文式軒丸瓦（図124の2）

径五・八センチ、高さ三センチの中房内に、径一・二センチ、高さ〇・一センチの周環をめぐらせた、径〇・七センチ、高さ〇・四センチの蓮子が、一四十八と計一三個配され、その外側に一二葉の複弁が花弁縁内に配されている。花弁縁は高さ〇・六センチをはかり、その外側の幅一・一センチをはかる珠文帯には、径〇・六センチ、高さ〇・四センチの珠文が三三個めぐらされ、高さ〇・二センチ、幅〇・二センチの圏文を経て、斜めにたちあがる鋸歯文縁で終っている。面径は一七・四センチ、縁部の厚さは三・七センチである。当寺の盛期をかぎった独特の形式の瓦である。対

応ずる軒平瓦は、唐草文系軒平瓦の①である。

## II 細弁花文系 二種

### ① 平縁珠文帯剣状花文式軒丸瓦 (図124の3)

径四・六センチのくぼんだ中房内に、一五五八と計一四個の蓮子をもち、蓮子は径〇・八センチ、高さ〇・二センチをはかる。中房をとりまく花卉は剣状をなし、先端が尖っている。肉の厚さは〇・二センチである。この剣状花卉は一二葉で、その間に間弁が先端に珠文を付して配されている。珠文だけは高くて、径〇・九センチ、高さ〇・五センチをはかる。この外側は厚さ〇・九センチ、高さ〇・四センチの平縁で終っている。面径は一五・八センチで、平縁部の厚さは一・九センチである。

この形式の瓦は神社建築に多くみられるが、近辺では豊中市新免廃寺から類型品が出土している。対応する軒平瓦は唐草文軒平瓦②である。

### ② 平縁珠文帯単弁花文式軒丸瓦 (図124の4)

幅〇・二センチ、高さ〇・二センチの圈文わんもん内に設けられた径四センチの低い中房内に、径〇・七センチ、高さ〇・三センチの蓮子が一八と計九個配され、その外側の幅三センチの圈内に一九葉の菊花文単弁が配され、その外側を幅〇・三センチ、高さ〇・一センチの圈文がめぐり、その外側の幅一・二センチの珠文帯に径〇・六センチ、高さ〇・三センチの珠文が一二个めぐり、平縁に終っている。面径は一五・七センチ、縁部の厚さは三・一センチである。近辺では、河内の石凝や山城の檜原にみられる形式である。対応する軒平瓦は唐草文軒平瓦③

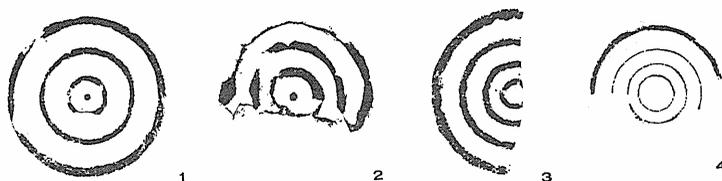


図125 芦屋廃寺重圏文軒丸瓦拓影

である。

Ⅲ 重圏文系 四種

① 重圏文軒丸瓦 (図125の1)

角ばった重圏文を三重にもち、中央に一粒の蓮子をもっている。中央の蓮子は径〇・九センチ、高さ〇・五センチをはかり、一・三センチをおいて、幅一・一センチ、高さ一センチ、径三・七センチの角ばった重圏文がめぐり、さらに一・三センチをおいて、幅一・〇五センチ、高さ一センチ、径八・五センチの重圏文、そして、一・五センチをおいて外縁をなす幅一センチ、高さ〇・九センチ、径一三・三センチの重圏文で終っている。面径は一五・二センチで、外縁部の厚さは三・五センチである。対応する軒平瓦は唐草文軒平瓦④である。この形式の瓦は大和川川床船橋や姫路市見野で見られる軒平瓦と一セットになるものである。

② 重圏文軒丸瓦 (図125の2)

比較的角ばった三重の重圏文をもち、中央に一粒の蓮子をもっている。中央の蓮子は径〇・七センチ、高さ〇・六センチの半球状で、〇・九センチをおいて、厚さ〇・九センチ、高さ〇・六五センチ、径二・五五センチの角ばった重圏文があり、さらに一・七センチをおいて、厚さ一センチ、高さ〇・八センチ、径七・八センチの重圏文

がめぐり、一・八五センチをおいて、外縁部をなす厚さ一・一センチ、高さ一センチ、径一三・一センチの重圏文で終っている。面径は一五・六センチ、外縁部の厚さは四・七センチである。対応する軒平瓦は重弧文式軒平瓦①である。

③ 重圏文軒丸瓦 (図125の3)

突出した厚さ一・二センチ、高さ一・一センチの外縁部を含めて四重の重圏文がめぐらされている。中心部ほど重圏文の高さは低くなっている。中心の重圏文は径一・五センチ、幅〇・六センチ、高さ〇・三センチで、〇・八センチの間をおいて、径四・四センチ、幅〇・八センチ、高さ〇・四センチの二番目の重圏文がめぐり、一・一センチをおいて、径四・八センチ、幅一センチ、高さ〇・五センチの重圏文があり、一・一センチをおいて外縁部に接している。外縁部の厚さは三・四センチ、面径一五・六センチである。対応する軒平瓦は重弧文式軒平瓦②である。

④ 重圏文軒丸瓦 (図125の4)

肉厚で突出した幅一センチ、高さ〇・九センチの外縁部の内側に細い小形の重圏文が三重にめぐらされている。中心部の重圏文は径三・三センチ、幅〇・三センチ、高さ〇・二センチのもので、〇・九センチの間をおいて、径五・五センチ、幅〇・三センチ、高さ〇・二センチの重圏文、つづいて一センチの間をおいて、径八・四センチ、幅〇・四センチ、高さ〇・四センチの重圏文となり、一・一センチの間をおいて外縁部に接している。面径は一三・二センチ、外縁部の厚さは二・八センチである。近辺では四天王寺や難波宮から出土している形式

の瓦である。対応する軒平瓦は重弧文式軒平瓦③である。

#### IV 巴文系 一〇種

巴文系の軒丸瓦は平安後期以後、四天王寺をはじめ、摂津の各寺院址より同形式のものが、かなりの量で出土しており、珍しい形式とか、特色あるものはみられなくなる。

平縁巴文軒丸瓦・平縁珠文帯重圏巴文軒丸瓦・平縁重圏珠文帯巴文軒丸瓦・平縁珠文帯巴文軒丸瓦・斜格子文平縁珠文帯巴文軒丸瓦・平縁圏文珠文帯巴文軒丸瓦などに大別することができる。平安後期から室町時代に及ぶ各形式の軒丸瓦である。対応する軒平瓦もそれぞれ検出されている(第四章第五節参照)。

#### 《B 軒平瓦》

##### I 唐草文系 一一種

#### ① 唐草文軒平瓦 (図126の1)

上下幅二・五センチの内区内の中心装飾の左右に、細い唐草文の茎を展開させ、その茎の上下に支葉を配している。内区外の上辺には径〇・六センチ、高さ〇・三センチの珠文が上下幅一・一センチの珠文帯に二一個配され幅一・一センチの陽刻された鋸歯文帯を構成している。この珠文帯と鋸歯文帯が、この瓦の外区を構成している。面高は五・一センチ、一段の頤をつけた下頤面の幅は六・八センチである。

#### ② 唐草文軒平瓦 (図126の2)

上下幅三・四センチ、左右幅二二・六センチの内区内の中央に、二葉が分岐してたつ中心装飾があり、その左

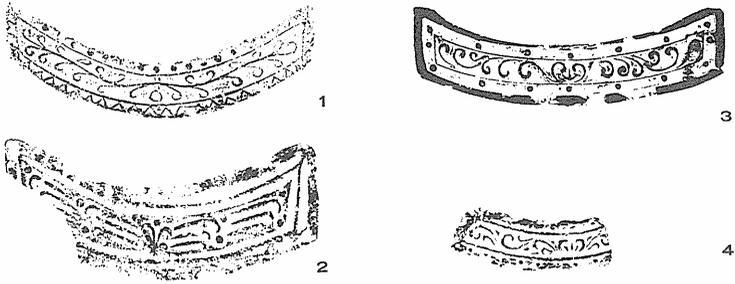


図126 芦屋唐草文軒平瓦拓影

右に先端の downward する三葉が平行して並び、その両側にも同じく先端の downward する三葉が平行して左右対象に並び、冬葉間の上下に径〇・七センチ、高さ〇・三センチの珠文が一個配されて内区を形成している。内区のまわりは断面三角状の幅〇・八センチ、高さ〇・五センチの外区がめぐり、その外は幅一・四センチ、高さ一・一センチの平縁で終っている。面高は八・七センチ、面幅は三〇・二センチで上面には粗な布目痕がみられる。

③ 唐草文軒平瓦 (図126の3)

上下幅二・一センチ、左右幅二三・七センチの内区内の中央に中心装飾を配し、その左右に唐草文が展開されているが、唐草文は左右均斉ではない。肉の薄い装飾文である。外区は内区の上・下の部分、左右の部分をもぐって肉薄の珠文が配されている。珠文のめぐる外区は〇・九センチの幅で内区をとりまいている。珠文は上下それぞれ七個、左右それぞれ一個の計一六個を配している。外区の外側は、左右で厚さ〇・六五センチ、高さ〇・三五センチをはかる平縁でかこまれている。面高は五・五センチ、面幅は二七センチ、上面に粗い布目痕をもっている。

④ 唐草文軒平瓦 (図126の4)

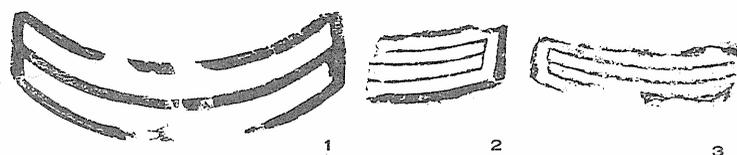


図127 芦屋廃寺重弧文軒平瓦拓影

太く肉厚の内区線にかこまれた上下二・五センチの幅をもつ内区内の中央装飾を中心に、三転する唐草文が左右に配されている。この内区をとりまく〇・八センチ幅の外区には小形の珠文がめぐらされ、高さ〇・二センチ、幅〇・五センチの外縁に終っている。面高は四・八センチである。河内の船橋や播磨の見野出土のものと同型である。

Ⅱ 重弧文系 四種

① 重弧文式軒平瓦 (図127の1)

幅一・一センチ、高さ〇・九センチの太い平縁でかこまれた外縁内の中央に、左右に一本の同じ規模の弧線を配した形式である。弧線は何れも断面は台形をなしている。三条の重弧文式軒平瓦の形式を保ち、上下幅は七・四センチ、左右幅は二五センチである。弧線内の幅は一・七センチで、面高は七・四センチである。上面には粗な布目痕がある。

② 重弧文式軒平瓦 (図127の2)

幅四・一センチをはかる内区内に、三条の弧線が幅二・五センチの圏内に配されている。弧線はそれぞれ幅〇・五センチ、高さ〇・二五センチで、断面は三角状を呈している。外縁は上下方向に外反する形式で、高さ〇・九センチ、幅一・五センチをはかる。面高は六・九センチである。

③ 重弧文式軒平瓦 (図127の3)

上下幅三・六センチの平坦面に、幅〇・四五センチ、高さ〇・三五センチの比較的細い重弧文を三線並列させて、内区の装飾としている。重弧文間の幅は〇・七センチで、左右は内区線で囲まれている。重弧文帯の上下幅は二・八センチ、左右幅は二〇センチである。その上下に〇・六センチの幅をおいて、幅一・五センチ、高さ一センチの外縁が構成され、左右は重弧文帯より〇・六センチをおいて、幅二センチの外縁となり、左右の幅が上下幅に比して広くなっている。外縁の断面は台形をなす形である。重弧文は三角状をなす断面である。上面には粗な布目痕をのこしている。面高は六・八センチをはかる。

《C その他の瓦》

① 鬼瓦三種

何れも破片であるが、その一つは、素文系軒平瓦とも考えられ、その場合は、鋸歯文縁複弁式軒丸瓦（創建期の瓦）に対応することになるものである。面上に断面円形の隆起帯が三線配されている。他の二種は押型円文をもった形式である。

② 磚（光）

芦屋廃寺址からは焼けた痕跡をとどめるものを含めて磚（光）の断片がかなり出土している。平磚・細形L字状磚・割り込み加工磚・文字ある磚など各種のものがある。

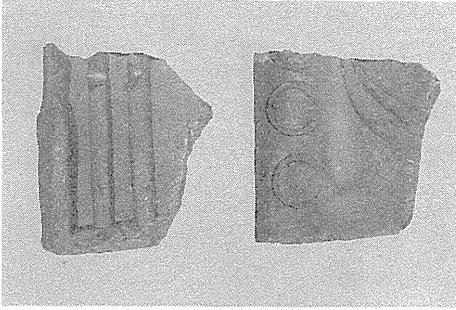


図128 芦屋廃寺鬼瓦片



図129 文字のある磚

文字がある磚は珍しいもので、表面の平面幅は二七・五センチ、厚さ一二・五センチ、底面の幅は三二センチをはかる大形のものである。上表面の中央部には「四方十三本」と篋画くわきで陰刻された明確な文字が刻されている。文字の下端は磚の下辺部より二九・五センチのところである。両側面には一段のはめこみ溝を造り出している。この磚の長さは約二尺（六〇・六センチ）であったと推定されている。

③ その他

火舎香炉かしやこうろや雁振りがんぶりも破片が出土しているし、鎌倉時代以降の軒平瓦には、波状文式軒平瓦や連珠文式軒平瓦などが出土している（第四章第五節参照）。

また奈良時代前期以来の各形式の布目や格子文・叩き文などの明確な遺瓦も多い。さらに軒隅用の瓦も完形品（平安時代）が出土している。出土瓦は数百点に達している。

**芦屋廃寺跡出土の土器とその他の遺物**

寺址は弥生文化期以来の生活の場であった好地を占めているので各

時代にわたる土器その他の遺物を出土した。弥生文化期の単純包含層が部分的にあつたが、他の遺物は大半攪拌層の内から混在状態で発見された。

《土師器》 土師器には原形を保つものや、原形を復原できるものが若干ある。多いのは甕で、二一個を数え、そのほかに、短頸壺一、埴二、坏一二、鉢二、高坏一などともに多数の破片が出土している。

《須恵器》 最も出土量の多い遺物であるが、破片が主である。古墳時代の生活址であったため使用痕をとどめるものが多い。主な器形は、甕・坏・蓋・坏蓋・器台・高坏・有蓋短頸壺などである。甕の中には頸部の中央に窰印の×印を範で描いたものもみられる。これは、近辺では吹田市の各窰で明確な窰印を打ちこんでいる例が検出されているので参考になる。

《瓦器》 皿・埴・坏を主とする瓦器はほとんどが破片であるが、多量に出土している。復原可能のものは少なく、鎌倉時代のもが主である。

《その他の遺物》 A地区の出土品は弥生式土器・土師器・須恵器・瓦器・土錘・猿の面子・古銭（開元通宝ほか三枚）・鉄釘四本・サヌカイト片・小形方形の印状圧痕を付した土師質土器などである。

C地区の出土品は木葉圧痕を底部に有する弥生式土器をはじめ各種の土器・石鎌・サヌカイト片・鉄釘・古銭・軽石・平安時代の瓦に付着した瓦釘・砥石・燧石・土錘・土師質小埴などである。

D地区の出土品は各種の土器のほか、砥石二種・蛤刃石斧二種（弥生時代）・敲石・燧石・古銭（皇宋元宝ほか一枚）・土錘・蛸壺形土器などである。

《壺》 昭和十年八月四日に朽木順作氏が邸内の造園工事中に発見されたもので、「此の壺は芦屋西の坊千六百八十七番地の一の地中より昭和十年八月四日発掘せしものなり 発掘地点 側面図面の位置 昭和十年八月十五日



図130 薬師堂址出土壺

朽木順作誌」の箱書をもつ箱に保管されて残されている。C地区の薬師堂址の位置で発見されたもので、発掘調査の際にも、この壺を発見した地点に花崗岩の石柱が埋めてあり、表土下約一メートルのところから出土したことが分っている。攪拌層中の遺物である。

壺は完形品の円形丸底で、口縁部内側に刳り込みをもつ径一七・二センチの口縁をもち、口頸部は短かくくびれて径一五・四センチをはかり、円形丸底の胴部になっている。胴部径は二四・四センチ、全高は二八・六センチである。表面は総体的に灰褐色を呈し、部分的に黒褐色の焼上げで、粗質土による焼成である。全面に鮮やかな叩き目をのこし、口頸部と口縁部だけが無文である。内面は暗褐色を呈し、部分的に刷子目整形が行われている。土師質の壺であるが、「蔵骨器」として用いられた可能性もある。類似品は尼崎市の常光寺からも出土しており、これも蔵骨器の可能性がよいといわれているものである。

### 周辺遺跡との関係

芦屋廃寺址の位置する西山町一帯は、弥生文化期以来の生活の場として著明な地域である。北側は高地性遺跡として重要な意義をもつ会下山えげのやま・城山遺跡しろやまをひかえ、東は朝日ヶ丘縄文遺跡に近く、三条古墳群・城山古墳群・朝日ヶ丘古墳群・八十塚古墳群などの後期古墳群にかこまれている。東南側には金津山古墳・親王塚古墳という中期古墳や堂の上銅鐸出土地がある。いわば、芦屋市域の中でも、もつとも遺跡にめぐ

まれ、生活の場として繁栄していたと推定される地域に寺院址が検出されたわけである。

摂津国では奈良時代前期以来の寺院址は、畿内の先進地域という場所がらによると考えられるが、前述のように比較的多く遺存しており、調査された遺跡も多い。そのほかに吹田市山田では奈良前期の瓦窯が検出されているし、大阪市では歴代王朝の帝都「難波宮」の遺構と遺瓦が検出されている。したがって、摂津国に遺存する各寺院址や宮殿址については、個々の特色的な面とともに、共通の面もみられるわけである。瓦などはその代表的な例であり、共通の形式のものと特色的な形式のものが各遺跡ごとに発見されている。

しかも、交流または影響の範囲も比較的ひろく、芦屋廃寺出土瓦の内、奈良時代の唐草文軒平瓦④は、河内の大和川や姫路市の見野で検出されているものと同一である。難波京・長岡京の形式の瓦もあれば、伊丹廃寺や猪名寺廃寺や若王寺廃寺・新免廃寺と同形式の瓦も出土している。これらのことは、やはり摂津国という生活文化圏の中で、お互いに影響しあうとともに、中央との結びつきや影響の反映をうけていたことをも推測させるものである。

さらに芦屋廃寺の創建者は誰であるか、ということになると、文献面でも遺物の面でも適格な史料は見出し得ない。近辺の猪名寺廃寺などでも「猪名氏」という有力な氏族は推定できるが、創建者としての決め手はないのと同様に、芦屋廃寺においても「葦屋君」「葦屋倉人」なる帰化人系の有力者が名前としてはあげられる。しかし、決め手になる史料はなく、創建者や創建目的となると、現状では不明ということにしておきたい。

## 第四節 平安京の時代

## 平城京から平安京へ

律令社会における農民の負担の過重は、やがて班田制の崩壊と公民の没落をひきおこ

すことになった。一方、八世紀初頭以後の律令政府は、皇族と貴族の対立、僧侶と貴族の対立などを産み出し、世相の乱れ、社会不安とともに、鎮護国家の法としての仏教の崇敬がおこなわれ、国分寺・国分尼寺の造営にはじまり、東大寺大仏殿の建立という大事業にまで発展をする仏教政治の時代に入る。天平文化といわれる画期的な文化遺産と正倉院御物に代表される盛唐の文物は遺されることになったが、一方では、この聖武天皇の時代は、三世一身の法（七二三年）・墾田永世私財法（七四三年）を経て土地制度は崩壊し、山城国恭仁京・近江国紫香（しがら）楽宮・撰津国難波京・平城京と度重なる遷都の行なわれた時代である。

延暦元年（七八二）即位した桓武天皇は、藤原氏の協力を得て、国司の不正・社会不安・国民の過重な負担を除くための律令政治の再建を行なうことになった。

延暦二年（七八三）に国司の交替期間を二〇日として地方政治の監察を強化するとともに、延暦十一年（七九二）には農民を最も苦しめていた兵役の制度を改め、軍団に代えて健児（こんでい）の制を施行するなど、つぎつぎと行なわれた律令体制の改革がその例である。撰津の地域でも、延暦十二年（七九三）には撰津職を廃して国司をおくようになった。

この間、延暦四年（七八五）には山城国長岡に遷都、続いて延暦十三年には平安遷都をおこなって、人心の一新をはかっている。

### 平安京と芦屋

延暦四年（七八五）なにしも 神下・あずきえ 梓江・むすみの 鱒生野を掘り、淀川をみくに三國川（神崎川のこと）に疎通させる

工事がおこなわれ、長岡京造宮の年以來、神崎川の開通によつて、現在の尼崎市の地域が、長岡京・平安京への関門の地位を占めるようになった。平安京は、明治二年（一八六九）まで続くのであるから、この間は、摂津の各地が、平安貴族たちの往來の地域となつていたことと考えられる。

芦屋の地域が、氣候温和である上に、六甲山麓の景勝の地を占め、風光明眉なことにおいて卓越していることは今も昔も変わらない。住宅が建ちならび、芦屋川に護岸工事や砂防工事が行なわれ、海岸には防潮堤が築かれて、多分に自然のままの景観が損ぜられた現在でも、なお豊かな風光美に恵まれているのであるから、山の姿や川の流れ、海岸の汀が自然のままのたたずまいを示していた往時の風光は一層すぐれていたに相違ない。

都人が西国への往還の途次、この風景を賞し、また時には都より遊樂の行をこの地方に試みたことは想像に難くない。ことに貴族政治を出現させた平安貴族が、都に近い観光地としてこの地方に親しみをもち、ここに旅寝の幾夜かを重ね、あるいは別業（別荘）を営み、和歌風流を楽しむものがあったのは当然のことといえよう。

さきに記したように、京都から西南に途をとつて西に向うとき、はじめて潮の香をきき、波間にうかぶ漁舟を望み、海原の景観に接するのはこの地であつたから、格別深い印象を与えられたと思われ、これらのことも宮廷貴族がこの地を愛した理由の一つと考えられている。平安時代以降歴代の和歌集に芦屋地方の名勝を詠じた和

歌を多く見出すのは、ながく名勝芦屋が宮廷貴族の風雅心に大きい位置を占めていたことを示しているようである。

**在原業平と芦屋**

芦屋の名が最も早く文学の上にあられるのは伊勢物語の左の一段である。

昔男 津の国むばら（菟原）のこほり（郡）あしやの里にしろよしありて いきてすみけり むかしのうたに

芦のやの灘の塩焼いとまなみ つけの小櫛もさゝてきにけり

とよめるは この里をよめるなり ここをなんあし屋のなだ（灘）とはいひけり 此男 なま宮づかへしけれ

ば それをたより ぬふのすけ（衛府佐）どもあつまりきにけり この男のあに（在原行平）もぬふのかみ

（衛府督）なりけり その家の海のほとりにあそびありきて いざ この山のうへにありといふぬのびきのた

き（布引滝）見にのぼらんといひて のぼりてみるに そのたき物よりことなり たかさ廿丈ばかり ひろさ

五丈余ばかりある石のおもてに しろききぬにいしをつつみたらんやうになん有ける さる滝のかみに わら

ふだばかりにてさし出たるいしあり その石のうへにはしりかかる水 せうかうじ（小柑子）ばかりのおほき

さにてこぼれおつ そこなる人にうたよます このぬふのかみまづよむ

我世をはけふかあすかとまつかひの涙の滝といつれ勝れり

つぎにあるじよむ

ぬき乱る人こそ有らめ白玉のまなくもちるか袖のせはきに

とよめりければ かたへの人わらふにや有けむ この歌をよみてやみけり

かへりくるみちとをくて うせにし宮内卿もとよしが家のまへすぐるに日くれぬ やどりのかたを見やれば  
あま（海土）のいさりする火おほくみるに このあるじのおとこよむ

はるる夜の星か河辺の螢かも我すむかたの蟹（あま）の焼火（たくひ）か

とよみて みなかへりきぬ そのよみなみ（南）の風ふきて なごりのなみいとたかし つとめてその家のめ  
のこどもいでて うきみる（浮海松）の浪によせられたるをひろひて いゑにもとときぬ 女がたより その  
みる（海松）をたかつき（高坏）にもりて かしはおほひて出したり そのかしはかくかけり

わたつ海のかさしにさすと祝ふもも君か為には惜まさりけり

ゐなかの人の歌にては あまれりやたらずや

伊勢物語は平安時代に隆盛を見た物語文学の先駆をなす重要な著作であつて、日本文学史上に極めて大きい位置を占めていることは多言を要しない。平安時代宮廷貴人として最も著名な在原業平の作歌を中心として古歌を交え、個々の歌の詞書や伝説をあやなして一篇の歌物語に集成し、業平の風雅な生活をその一つ一つに偲はせるものであることも記すまでもない。しかし、この書の成立経過や年代、作者については、古来諸説があつて、まだ定説をみていない。著者を業平とする説もあるが、業平の自撰私家集である業平歌集を根幹として業平に関係の深い在原一族の人々によつて編集され、業平の歿後、六〇年〜九〇年の間に成立したとする説が有力である。したがつて、伊勢物語の記述は単なる仮空の説話ではなく、事実にもとづく叙述とみることができるのであつて、前記の芦屋の里に関する記事のごときは、ある程度史実として扱つて差支えない性質のものであるとされて

いる。

すなわち業平は芦屋の里の海辺に居を構えていたが、兄の衛府督行平をはじめ衛府佐在官時代の人々の来遊を迎え、布引の滝（神戸市生田区）を見物に行き、夕暮時に海上に点々と浮ぶ漁火を望みつつ帰来する記事であるが、布引の滝が芦屋の地から丁度一日の行楽に相応しい位置にあつて、その頃すでに名所として知られていたことを思うとき、芦屋の里を訪れた貴紳が、ここに記されたような行楽を試みることは充分にありうることであり、たそがれどきに山麓から大阪湾の漁火をながめる情趣や、夜半南風強く、浜辺に打ちあがる浪が残っていた海松（みる）を、翌朝、漁夫の女達が拾いあつめて客人をよるこばす情景は、この地方の生活を常にいろどっていることがらであるなど、この一段の叙述には真实性に富むものがみられ、恐らく事実にもとづく記述であると考えられているのである。

はじめにかかげてある「芦の屋の灘の塩焼いとまなみ……」の歌は、「はるる夜の星か河辺の螢かも……」の歌とともに名勝芦屋を詠じた秀歌として最も有名な歌となつた。新古今和歌集卷一七雑歌の中に、この二首の歌が業平朝臣作歌として収められている。

業平は歌人として著名であるばかりでなく、その体貌の麗質と放縦な性行に対する魅力に加えて、平城天皇の皇子阿保親王の第五子という高貴の身でありながら、藤原氏のために不遇な境涯をおくつた悲運の人であることに対する同情から、後世まで長く、かつひろく親愛感をもたれている人である。

一方、伊勢物語は歌物語の代表作として、これまた長く、かつひろく国民の間に尊重され愛読されてきた書物

である。この書に芦屋の里における業平の事蹟が記されたために、名勝芦屋は業平ゆかりの土地として一層有名になった。そして、業平と芦屋の關係について種々の所伝を生じるに至るのである。

業平の仮寓がいかにして何処に営まれたかは厳密な史学の立場からは、容易には明らかになし難い問題であるが、この地が在原業平の領地であった故に、ここに別業が営まれたのであるという伝承があり、また父君である阿保親王がこの地で薨ぜられたとの伝えもあつて、在原家とこの地方との間には何等かの深い縁故があつたのではないかと推察されている。

しかし、その屋敷の位置については確証を得難いのがむしろ当然であろう。近世の地誌は、その宅址のことを「業平朝臣仮居古迹」とか、「在原業平別荘古蹟」と記し、摂津名所図会の絵図には西芦屋にその位置を示しているが、もとより伝承によるものである。なお、芦屋の里とあるのは、厳密に芦屋郷をさしたのではなく、芦屋郷を含むこの地方の総称と解せられる。

**阿保親王と芦屋**　在原業平と芦屋の關係は、まえに述べたように著名であるが、さかのぼつて、業平の父君である阿保親王が打出の地で薨ぜられ、その廟所が営まれたとされていることは芦屋の歴史にとって重要なことからである。

阿保親王は平城天皇の第一皇子、桓武天皇の孫で、母は後宮葛井藤子、延暦十一年（七九二）に誕生した。

弘仁元年（八一〇）の藤原菓子くすこの乱（式家藤原種継の娘・尚侍なしのかみとして平城天皇の寵をうけた。平城帝のあとを嗣いだ弟の嵯峨帝は北家の内麻呂を重用したため、平城上皇の重祚むかひを計画し、兄仲成と乱を起したが失敗し、仲

成は処刑され、菓子<sup>こ</sup>は自殺した。)に連座して、大宰権帥<sup>だいさいのりんのそつ</sup>として筑紫に左遷され、一〇余年を経て、天長年間の初めになって恩詔を蒙<sup>かぶ</sup>つて都にもどつた。天長三年(八二六)に、仲平・行平・守平・業平の四子に賜姓を請い、在原の姓を賜<sup>たま</sup>わつた。

親王は上総太守・三品・治部卿・上野太守・宮内卿・兵部卿・弾正尹などを歴任し、承和九年(八四二)正月、上総太守兼彈正尹となつたが、この年の十月二十二日に薨去、五一歳であつた。葬日に親王が橘逸勢<sup>たちばなはやなり</sup>や伴健岑<sup>ともぢりみね</sup>が皇太子恒貞親王<sup>つねただ</sup>を奉じて起そうとした。承和の変(藤原良房が妹順子(仁明妃)の皇子である道康親王、のちの文徳天皇の即位を予定していたため、橘・伴両氏は皇太子を奉じて皇位継承権を主張した。結果は恒貞親王は皇太子廃立、伴氏と橘氏は流罪となつた)を密告し、事を未然に防いだ功績を追賞されて一品を贈られた。また、親王は性謙退、その才は文武を兼ね、膂力<sup>りよりよく</sup>に富むとともに絃歌にも妙を得た人であつた。このような親王の御事蹟は『続日本後記』の記事によつて明らかにされていることであるが、打出の地で薨ぜられたことについては正史には記事はない。

親王と芦屋の関係については山口県文書館所蔵の毛利文庫の「阿保親王御廟詮議」・「阿保親王事取集」・「在原系譜引書」・「阿保親王竹園伝記」・「村田清風全集」および親王の菩提寺として建立されたと伝えられる南宮町にある阿保山親王寺の記録に伝えるところがあり、また毛利家と阿保親王との関係が記されている。

親王寺の記録は江戸時代に草された「阿保山親王寺縁起」一卷と、元祿四年(一六九二)十月二十二日の日付をもつ「曩祖阿保親王尊廟竹園之伝記」一卷であつて、ともに詳しく親王の御生涯を記し、承和九年撰津国菟原

郡芦屋庄打出村において薨じ給うと記している。「竹園伝記」というのは長州藩主毛利甲斐守綱元が寄進したもので、末尾に「今年今月今日当八百五十年忌 記此一巻 以奉納阿保親王古廟訖」とあって、その趣旨が明らかにされている。毛利文庫の内容も同じものである。

毛利家は阿保親王の嫡孫大江朝臣首人の裔になるので、親王を鼻祖と仰ぎ、尊崇をつづけていたが、たまたま親王の八五〇回忌にあたり、親王の伝記を編して奉納したものである。この時、毛利綱元自ら謹写した金泥心経一巻と狩野洞雲筆絹本着色掛絵盧菽松椿図三幅が併せて寄進され現存している。さらに、天保二年（一八三一）



図131 阿保親王画像（親王寺所蔵）

四月廿二日には毛利匡邦が住吉内記藤原広定筆の阿保親王画像を寄進している。このような関係で、現状の阿保親王塚も毛利家の手によって、元禄以来修復されてきた可能性がふよいと考えられている。

親王寺建立のことは、縁起に「承和十一年甲子年 親王のすませ給ふ地をあらためて寺院を建立し 阿保山親王寺と号す 本尊は彼親王の安置仏弥陀尊 御長

二尺六寸 慈覚大師の彫刻也 御在世の内 仏道に御帰依ましまし慈覚大師を尊敬のあまり こひうけ給う尊像となん」と伝えている。

親王寺の北約八〇メートル、翠ヶ丘町にある御墓所親王塚については、縁起に「此寺のほとりに東西堀をかまえ其中に阿保親王の御廟あり 金銀の金具 七宝の珠玉等今に出るとなん」とのみ記してあつて、当初の墓域の形状は明らかではない。

毛利文庫には「兵庫阿保親王御廟所図」・「兵庫阿保親王御墓所図」・「兵庫打出村阿保親王御墓之図」などがあり、江戸時代の親王塚は周囲に濠ほりをめぐらせた円墳か、前方後円墳を思わせる古墳の図が画かれている。

おそらく、古墳群の一つの墳丘を利用して塋域を営み、親王塚と称したのが毛利家の改修工事などによって次第に墓所の形態を整えたのであろうと推測されている。

明治維新までは親王寺が管理していたが、明治八年（一八七五）八月十九日に阿保親王墓として御治定があり、宮内省諸陵寮（現在宮内庁書陵部）の所管となり、その後、神明門改造、周囲土堤築立などの



図132 阿保親王墓（大正年間作製絵葉書より）

工作が施こされ、御墓の尊厳を加えて今日に至った。

親王が打出で薨ぜられたこと、およびその御墓所については、正史の上では明確な史料は存しないのであるが、伝承では、このほかに、元祿十四年（一七〇一）に作られた『撰陽群談』の陵の部に、在原行平が仁和三年（八八七）須磨に配流されたときに、この廟をここに遷されたという伝を記している。同じ伝承は宝永七年（一七一〇）の『兵庫名所記』にも記されている。この地方に、在原行平あるいは阿保親王の所領地があったとの伝承とともに注意すべき口誦である。

また、毛利文書には河内国羽喰庄大塚山にも阿保親王御墓があることを記し、阿保村や大塚村のほか、阿保親王御石槨と伝える長さ二間・横一間の石棺まで画いている。長州藩は、村田清風に命じて、阿保親王の墓についてひろく考証をおこなわせ、その結果打出の親王墓を決定したらしい。

なお付記すべきは親王寺に伝える石製帯飾具（鑄<sup>くわ</sup>）が保存されていることである。これは革帯の表面に張り付ける装飾品で、石帯ともよばれ、奈良時代以降、天皇をはじめ貴族が正装するときには袍の上に着用したものとされている。

親王寺には五片が保存されていて、薄い灰青色を呈し、石材は碧玉で、内二個はタテ四・四センチ、ヨコ四・一センチ、厚さ八ミリの方形に近い平板であり、表面は滑らかに磨かれていて美しい光沢を放ち、四縁の角はすこしく面をとってある。裏面には四隅に小孔が二つつつ穿<sup>うが</sup>たれていて、革帯に附着させるための金具を嵌入<sup>かんにゅう</sup>する装置とみられ、そのうちの一部には赤銅の針金の端が残存している。

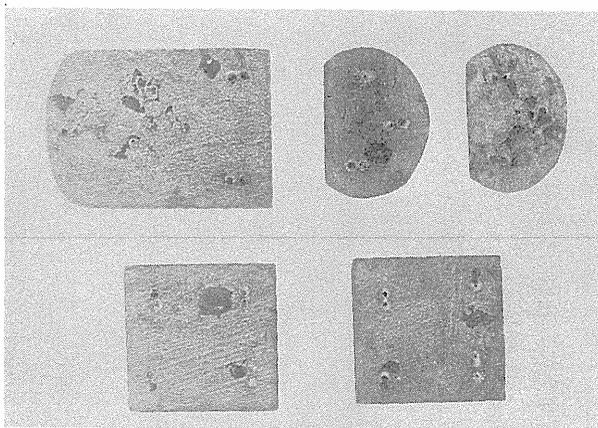


図133 石製帶飾具（親王寺所蔵）

一個はタテ及び厚さは前二個と同じであるが、横幅が長く六・五センチをはかる長方形で、表面の四縁角の面取りも同様であるが、さらに一端を丸く角をとつてある。裏面の小孔は二個づつ、三箇所に見出される。おそらく帯の端の部分に装置されたものと推定されている。

他の二個は楕円形の一端をタテに截つたD字形を示しており、タテの径四・二センチ、ヨコの径三・二センチ、厚さは他のものと同じで、表面の面取りも全く同じであり、裏面に一對ずつ三か所に小孔があることも前者と同じである。何れも黒漆で塗りあげた革帯に装着させた装飾品の一部である。

この石帯は元祿四年（一六九一）に親王墓の濠を改修したとき銅鐸・鏡とともに出土したと伝えている。しかし山口県文書館の毛利文庫目録五の「絵図五」のなかに、「兵庫親王寺蔵石帯之図」

という実測図があり、正確な図とともに、「石帯、石帯ノ石ノ図 ネズミ色ニシテモクメ有之図ノ如キ玉ツイハ水浅黄ナリ 其数五ツ 御廟ノ傍ニ小家四ツ有之 其中ヨリ掘出ス 宝永年間ノ事ナリ」と記してある。この記録を信じるならば親王塚近くの四ツ塚の一つから宝永年間（一七〇四—一七一〇）に発掘されたものである。古

墳群中の一墳からの出土であれば古墳副葬品とすべきであるが、尼崎市の中の田遺跡からも同形式の遺物が出土しているので、時代的には奈良・平安時代のものと考えられる。四ツ塚は現在では姿を失なってしまうているが、毛利文庫の絵図によって大要の故地を推定することができる。

### 摂関政治と荘園

律令制下の農民たちに課せられた過重な負担は、公民の逃亡や班田制の崩壊をもたらし、公地公民の原則がくずれることにもなった。鎮護国家の法としての造寺造仏も、公民を苦しめ、社会不安をつのらせるもので、朝廷の意志とは反対の成果であった。

そして、律令国家の財政的基礎を保つために発せられた天平十五年（七四三）の墾田永世私財法は、有力農民・貴族・寺社の大土地所有を進展させることになった。寄口きこうと呼ばれた、没落した公民を、隸属民として使役して開発された土地が墾田こんでん（のちの荘園しやうえん）である。

古代社会の担い手であった貴族・寺社は、政府から与えられた位田・賜田・功田・職田・神田・寺田などのほかに、広大な墾田を経営していくことになった。

このような情勢は芦屋周辺の地にもあらわれて来た。前述のように天平十九年（七四七）には法隆寺が菟原郡において、三一町六段二八八歩の墾田をもっていたことが記録されているが、法隆寺の墾田五〇〇町のうちの一部分が、芦屋の地域に存在したのである。

尼崎市の地域では、天平勝宝八年（七五六）に、東大寺が孝謙天皇から勅施入をうけて、四六町六段二二五歩の墾田を猪名庄地域にもっている（東大寺文書）。

西宮市の地域は広田神社領として有名である。いわば、芦屋市近辺の地域は、八世紀以降、まず寺社領として、墾田経営の対象となっていたらしい。

ところが、平安京の成立とともに、藤原氏の権力が高まり、南都七大寺を中心とする奈良仏教の勢力は、貴族たちに圧えられることになる。貴族を代表する藤原氏の政權獲得の過程をみても、藤原氏が対抗勢力を如何にして圧えたかを推測することは難くない。

すでに延暦五年（七八六）の藤原種継（式家）暗殺事件に際しても、対抗勢力であった大伴・佐伯・多治比氏らを下手人の一味として処罰しているが、弘仁元年（八一〇）の藤原薬子の乱に際しては、式家を倒し、その協力者を一掃して、藤原北家の独走をはじめ、承和九年（八四二）の承和の変に際しては、皇太子恒貞親王を廃した上に伴氏・橘氏を処罰して、藤原良房の妹順子（仁明妃）の皇子・道康親王を即位させて文徳天皇としている。

さらに、貞観八年（八六六）の応天門の変では、伴氏・紀氏を配流し、仁和三年（八八七）には政敵橘広相を失脚させるために阿衡事件をひきおこし、延喜元年（九〇一）には時を得て勢力を握った菅原道真を失脚させ、安和二年（九六九）には多田源氏の源満仲の協力を得て、安和の変をおこし、源高明を大宰府に追放している。このようにして、機会あるごとに対抗勢力を圧え、一〇世紀の後半、藤原実頼が関白となった時期には、藤原氏に対抗しうる勢力は一掃された状態となっている。

高位高官の独占と、朝廷との外戚関係によって権力の座を占有し、これにもなって藤原氏にとり入ろうとす

る有力者からの荘園の寄進をうけ、大規模な荘園領主として経済力をも蓄積していく。

藤原氏の摂政のはじめは、天安二年（八五八）で良房の時であるが、関白のはじめは基経のときである。しかし、摂関政治の体制が確立したのは一〇世紀後半のことであり、藤原道長・頼通の時代を絶頂期としている。

当然、この時代には、芦屋市近辺の地域も、寺社の墾田から、摂関家の荘園として姿を変えていくことになる。

摂関家は国司の任免権を握り、天皇の政務を代行するわけであるから、とくに摂津には藤原氏に縁故をもつ一門が国司に任ぜられ、摂関家の荘園経営に協力する立場にあつたことはいまでもない。

### 芦屋周辺の荘園

尼崎市の地域では、摂関家の散所として橘御園たちばなごゑんや長渚荘ながさずのしやうがあり、下鴨神社しもがもの長渚御厨ながさずのりやが存在した。とくに長州御厨は東大寺と鴨神社かむとの複合的領有形態をつくり出して、藤原氏を背景とする鴨神社と奈

良仏教の東大寺が一世紀に及ぶ長州御厨論争を展開した有名な荘園である。

また、藤原氏と関係の深い、春日神社・興福寺などの勢力が進出した武庫荘たけくらや富松荘がある。

しかし、この時期に、芦屋市の地域には摂関家の勢力がどのような形であらわされたかについては史料にめぐまれていない。伝承としては、摂関家より目をつけられ追放される立場にあつた阿保親王やその子の在原氏の荘園が存したという程度の伝えしかなかく、積極的な史料としては、中世の文書に依存せざるを得ない状況で、これとても、中世における荘園の状況が若干判明するという程度のものである。

### 武士の出現

しかし間もなく、摂関政治の腐敗、治安の乱れは、荘園の独立と地方武士団の結成を産み出す

ことになる。

一〇世紀前半の承平天慶の乱は、貴族政治の衰退と地方武士の抬頭を上げるきっかけとなる事件であった。丁度この頃の記録が残っているが、それは『純友追討記』で、天慶二年（九三九）十二月に、備前介藤原<sup>すけ</sup>高が、藤原純友の部下のために摂津国菟原郡須岐駅で捕えられたことを記している。「本朝世紀」にも藤原<sup>すけ</sup>高が菟屋駅の辺で乱暴されたことを記している。そして、この須岐駅といい、菟屋駅と記されている駅が、古代の「菟屋駅」であったとする説も存在するのである。

一一世紀に入ると、刀伊<sup>と</sup>の入寇・前九年の役・後三年の役など、いずれも武士の力をまたねばどうすることもできない事件が続出することになり、応徳三年（一〇八六）の院政の出現によって、摂関政治は終りを上げることになる。

この白河上皇にはじまる院政も、浪費と造寺造仏・政治の腐敗という点のほかは、とくにみるべきものはなく、強いていえば、長講堂領・八条院領など五九か国千余か所の皇室領荘園の大部分が、この時代に形成されていることが注目すべきことであらう。

参詣と浪費の費用を得るための知行<sup>ちかひ</sup>国の制（国家の行政組織の一部を一個人に与える制）、神威をかりて公然と国家権力に対抗する僧兵<sup>そうへい</sup>団の出現など、社会不安のたかまりは、やがて末法思想と結びつき、社会不安の深刻化、迷信の流行、浄土信仰の発展という現実逃避の姿勢が貴族の姿となったのである。

保元の乱（一一五六）には朝廷・貴族の手足として働いた武士団は、平治の乱（一一五九）には戦いの主導権

を握り、武士の争いに貴族が捲き込まれる形をとり、平沢の乱の終った時には、武士が社会の担い手となる時代、すなわち平清盛による六波羅政權が誕生することになるのである。

### 平氏政權と福原遷都

平治の乱（一一五九）で源義朝を滅ぼした平清盛は、はじめての武家政權を樹立することとなった。

桓武平氏は九世紀以来関東に土着していたが、平将門たいらのまかむの乱（九三九）・平忠常の乱（二〇二八）などを経て、後三年の役（一〇八三—一〇八七）をさかいとして、その地盤を清和源氏の手になぎられてしまった。

一一世紀の初頭に平維衡が伊勢守となって伊勢国に勢力を伸張し、その後、一一世紀の末になって、平正盛が伊賀国の山田村と韮田村の墾田を六条院に寄進したことから、院との結合ができ、一二世紀に平忠盛が瀬戸内海の海賊を鎮定して鳥羽上皇の信任を得、さらに昇殿を許されたり、院領の肥前国神崎荘の貿易管理をおこなって経済力をも蓄積して清盛の代に至ったのである。

仁安二年（一一六七）平清盛は太政大臣となり、私邸を六波羅に設け、家司けいじをおいて政務をみるという、いわゆる六波羅政權を出現させた。娘の徳子は高倉天皇の妃となり、やがて安徳天皇の母となる。天皇家の外戚となり、また撰関家と縁組するなど、律令制下の最高支配者と結合するとともに、日本六十余か国の内、三〇余か国を知行国としてもち、五〇〇余か所の莊園を所有するなど、古代的土地支配の体制をとっていたのが平氏政權である。

また、一族の殿上人五〇余人というように権力の座を掌握し、平大納言時忠をして、「此一門にあらざらむ人

は皆人非人なるべし」といわしめたほどの独裁政権をもった政府でもあった。

さらに清盛は、父忠盛が大宰府にあって、対宋貿易の利を得ていた教訓から、一族を大宰府に配し、音戸の瀬戸をひらき、兵庫の「大輪田泊」おおわだのまりを築港して、この港と博多において日宋貿易をおこなった。

一方、院を中心とする政権奪還の運動は、後白河法皇の近臣藤原成親・僧俊寛・僧西光・平康頼らを中心に進められ、これが、治承元年（一一七七）の鹿ヶ谷の変しかがやとして、多田行綱の密告で発覚してしまい、後白河法皇と平清盛の対立が表面化することになった。

治承三年（一一七九）長子の平重盛が歿すると、清盛は平氏政権の安定の阻害となっていた後白河法皇を鳥羽殿に幽閉することになった。このことが、きっかけとなって、以仁王もろひこ（後白河法皇の第二皇子）の令旨ついでの発布・源頼政の挙兵にはじまる治承の兵乱をひきおこす結果となった。

治承四年（一一八〇）平清盛は、北嶺延暦寺との関係の悪化や南都興福寺や源頼政の反乱などによる兵火を避けて、福原遷都をおこなっている。この際には、安徳天皇・高倉上皇・後白河法皇を奉じて遷都しているが、都の生活に慣れた貴族たちの不満で、わずか六か月の遷都で平安京に復都せざるを得なかった。平清盛の福原邸にはそれまでも後白河法皇以下が度々訪問されている。このような関係で、尼崎市の寺江亭址（五条大納言邦綱の別荘）をはじめ、阪神間には福原遷都に関連して、朝廷や平氏政権下の貴族たちの来往の遺跡が点在している。西宮市の野田には、福原京にあった平清盛が一時滞在をしたことがあり、治承四年七月に、この野田の地に中山忠親が清盛を訪問したことがその日記（山槐記さんかいぎ）に記されている。芦屋市の地域も当然、福原京と平安京を

結ぶ通過地点であるため、芦屋廢寺や阿保親王墓や打出の浜の風光などが貴族たちの話題となったことと推測される。

**古代の終末と芦屋** 平氏政権は清盛が治承五年（一一八二）に亡くなると衰運をたどりやがて寿永四年（一一八五）の壇の浦の戦をもつて悲劇的な滅亡をすることになる。

大和朝廷の成立以来、皇室領、奈良寺院領、貴族領としての奈良時代から、藤原摂関家及び関係貴族や平安寺社の勢力の及んだ平安時代を経て、多田源氏・平氏政権と、武家の活動の場となっていたのが阪神地方における支配層推移の歴史である。大阪湾沿岸という地理的条件が、原始・古代を通じて、中央政権の変動を敏感に反映する地域となっていたのである。やがて、芦屋を中心とする阪神間の各地域は、交通上・政治上・軍事上・経済上の要地として、戦火の巷としての中世の時代に入ることとなる。

## 第五節 文学にあらわれた芦屋

**葦屋菟原処女の伝承** 葦屋の名を冠した文学作品のうち、もつとも早く、また、もつとも著名なのは、葦屋あしやの菟原うはな処女に求婚した血沼ちぬ壯士おとこと菟原うはな壯士おとこの求婚物語を詠んだ万葉集の長歌三篇である。その一は巻第九挽歌の部に収められた田辺福麻呂の「葦屋の処女の墓を過ぐる時作れる歌一首并に短歌」である。

古いにしへの益荒ますらわ壯士おとこの 相競あひまひ 妻問つまどいしけむ 葦屋あしやの 菟原うはな処女おとめの 奥津城おくつぎを 吾わがが立ちみれば 永ながき世よの 語かたに

しつづ 後の人の偲にせむと 玉梓の 道の辺近く 磐構へ 作れる家を 天雲の 退部の限 この道を行  
 人毎に 行き寄りて い立ち嘆かひ 或人は 啼にも哭きつつ 語り継ぎ 偲び継ぎ来し 処女らが 奥津  
 城どころ 吾さへに 見れば悲しも 古思へば

反 歌

いにしへの小竹田壮士の妻問ひし菟原処女の奥津城ぞこれ  
 語りつく故にも幾許恋しきを直目に見けむ古壮士

同じ巻第九に高橋連蟲麻呂の「菟原処女の墓を見る歌一首并に短歌」がある。

葦屋の 菟原処女の 八年児の 片生の時ゆ 振分髪に 髪たくまでに 並び居る 家にも見えず 虚木棉  
 の 隠りて坐せば見てしかと 悵憤む時の 垣ほなす 人の誂ふ時 血沼壮士 菟原壮士の 虚屋焼き 進し  
 競ひ 相結婚ひしける時は 焼太刀の 柄押燃り 白檀弓 鞆取り負ひて 水に入り 火にも入らむと 立ち  
 向ひ競ひし時に 吾妹子が 母に語らく 倭文手纏 賤しき吾が故 丈夫の 争ふ見れば 生けりとも 逢ふ  
 べくあれや ししくしろ 黄泉に待たむと 隠沼の 下延へ置きて うち嘆き 妹が去ぬれば 血沼壮士 そ  
 の夜夢に見 取り続き 追ひ行きければ 後れたる 菟原壮士い 天仰ぎ 叫び哭び 地に伏し 牙喫みたけび  
 て 如己男に 負けてはあらじと 懸佩の 小剣取り佩き 冬薯蕷葛 尋め行きければ 親族共 い行き集ひ  
 永き代に 標にせむと 遠き代に 語り継がむと 処女墓 中に造り置き 壮士墓 此方彼方に 造り置ける  
 故縁聞きて 知らねども 新喪の如も 哭泣きつるかも

反 歌

葦屋の菟原処女の奥津城を往き来と見れば哭のみし泣かゆ

墓の上の木の枝靡けり聞きし如血沼壮士にし依りにけらしも

その三は巻一九にある大伴宿禰家持の「処女墓の歌に追同する一首并に短歌」である。

古に ありけるわざの くすはしき 事と言ひ継ぐ 血沼壮士 菟原壮士の 現身の 名を争ふと たまき

はる 寿も捨てて 争に 婦問しける をとめらが 聞けば悲しき 春花の にほえさかえて 秋の葉の に

ほひに照れる あたらしき 身の壮すら 丈夫の 語いたはしみ 父母に 啓し別れて 家離り 海辺に出立

ち朝暮に満ち来る潮の 八重浪に 靡く珠藻の 節の間も 惜しき命を 露霜の 過ぎましにけれ 奥墓を

此処と定めて 後の代の 聞きつぐ人も いや遠に しぬびにせよと 黄楊小櫛 しか指しけらし 生ひて靡

けり

処女らの 後のしるしと黄楊小櫛 生ひ更り生ひて靡きけらしも

万葉集の代表的歌人によって詠まれたこれらの秀歌によって多くのひとびとに親しまれた悲恋物語は平安時代

には大和物語の一節に記され、室町時代には謡曲「処女塚」または「求塚」となり、ながく文学作品の主題とな

った。

この物語の背景は今日の神戸市東灘区御影町東明にある前方後円形の処女塚古墳をはさんで東西にほぼ一キロをへだてて同型の古墳があり、その位置が海辺に近く、東西往還の道路に接しているので旅人の注意を惹き、古

墳宮造から長い年数を経た後代に三基の塚についてこのような物語が発生し土地の伝承となっていたのが万葉歌人の詩情をうごかしてこれらの歌となったものと考えられる。

したがって敵密にはこの物語なり歌は、芦屋市の西方の地域を舞台にしているが、ひろく大阪湾にのぞんだ六甲山麓一帯の景観を背景として編まれ伝えられた物語であり、歌であるといつてよい。

### 猿丸太夫と芦屋

歌人として有名な猿丸太夫ゆかりの古跡が芦屋市内に遺存している。猿丸太夫は三六歌仙の一人で、百人一首にも、その作歌とされている「奥山に紅葉ふみ分けなく鹿の声きくときぞ秋は悲しき」という有名な一首が載せられている。（この歌は正確には是貞の皇子（光孝天皇第四子）の家での歌会の歌で、「よみ人しらず」となっている。）

猿丸太夫については古来、その伝が詳らかではないのである。聖徳太子の子、山背大兄王の第三子弓削王の別名であるという伝説もあれば、小野猿丸太夫（毛野）のことであるという説や、平安時代初期の頃の人であるという伝承もあつて、実在したかどうかということも、その年代についても不明な点が多く、いわば伝説上の歌人ともいえる人なのである。まして、芦屋の地と猿丸太夫との因縁となると、全く不明なのであるが、芦屋川の東畔にその墓所と伝える古跡があり、『撰津名所図会』にも、「猿丸太夫古墳 東芦屋の西 芦屋川の傍にあり 高さ三尺許幅二尺許 御影石にして中に六字名号 左に猿丸 右に太夫と鐫たり 近年此辺より掘出せしとぞ 又西芦屋里の猿丸吉兵衛と名乗る民家一戸あり 何れも旧記なし 其証分明ならず 撰津志曰芦屋里在原氏別荘の宅址を 土人呼んで猿丸太夫が旧第なりとぞ これ又詳ならず」と記している。

現在、東芦屋町にある天神社（芦屋神社）は、猿丸太夫を配祀しており、里人には猿宮とよばれていた由である。平安朝以降、歌人たちの歌名所となつてからの伝承であろうが、芦屋と文学との縁は古いものがあるということにはなるう。

なお、現在、芦屋神社内に遺存している猿丸太夫之墓と称されている宝塔は、南北朝時代に比定されているものであることも付記しておく。

**歌名所としての芦屋**　　芦屋廃寺や芦屋駅に関する文学作品は見当たらないが、伊勢物語に芦屋の里が歌題となつてからは、宮廷貴族にとつては、歌の名所として広く知られたらしく、この地方の情景をよんだ和歌が多く作られている。阿保親王や在原業平の関係で、風趣に富む芦屋の風光が貴顕の間に伝えられ、歌名所として関心をよんだことと推測される。

承安二年（一一七二）十月に、広田神社社頭において、藤原俊成を判者とす歌合せがおこなわれているので、このような時にも芦屋の地を訪れた人々があつたことと思われる。「久安百首の歌奉りける旅の歌」と詞書した俊成の

はるかなるあしやのうらのうきねにも夢路は近き都なりけり

皇太后大夫俊成

の歌が「夫木集」に載せられている。

勅撰和歌集である後拾遺和歌集（応徳三年一一〇八—一〇八六—藤原通俊撰上）に、能因法師の、「津の国へまかる道にて」として、

あしの屋のこやの渡に日は暮れぬいづち行くらむ駒にまかせて  
というのがある。

鎌倉時代以降になると、交通上の要地・旅宿の地・軍略上の要地として、度々記録の面にも芦屋のことが記されておき、増鏡や異本伯耆記をはじめ、今川了俊の「道ゆきぶり」にも芦屋の記載がみられるし、新勅撰和歌集以降の勅撰集や夫木和歌抄などにも度々散見して、依然として宮廷貴族の歌名所であったことを知ることができるが、これは中世以降のことでもあるので、別項で扱うことにしておく。

### 神宮寺の十一面観音像

芦屋市内に遺存する文化財は考古学上の資料のほかは数すくない。わずかに美術工芸品として打出観音堂に安置されている本尊の木造十一面観音立像一体をあげることができるにすぎない。観音堂は打出天神社の境内にあつて梅松山神宮寺と称している。この木像は口碑によると、寛和年中（九八五―九八七）に恵心僧都（源信）が在原業平の遺風を慕つて来遊し、阿保親王廟に参拝し、その荒廃しているのをなげいて自らこの木像を刻んで村民に托したものと伝えている。

像は寄木造で、像高一・一四メートル、両手肩先をはじめ後世補修の部分も多いが、仏身・相好の彫出に藤原彫刻の様式がみとめられ、優美な作風が拝する人の心をとらえる。

本像は当初から観音堂の本尊であったのか、あるいは他から移されたのかは明らかではないが、古代末期にさかのぼる市内唯一の仏像彫刻として貴重である。